

第 2 回

熊本県議会

決算特別委員会会議記録

令和4年10月7日

(令和3年度決算)

(知事公室・総務部・健康福祉部)

閉 会 中

場所 全 員 協 議 会 室

第 2 回 熊本県議会 決算特別委員会会議記録

令和4年10月7日(金曜日)

午前10時0分開議
午前11時31分休憩
午後0時58分開議
午後2時54分閉会

本日の会議に付した事件

- 議案第39号 令和3年度熊本県一般会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第41号 令和3年度熊本県母子父子寡婦福祉資金特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第50号 令和3年度熊本県市町村振興資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第53号 令和3年度熊本県公債管理特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第54号 令和3年度熊本県国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

出席委員(10人)

- 委員長 山口 裕
- 副委員長 緒方 勇二
- 委員 前川 收
- 委員 藤川 隆夫
- 委員 岩田 智子
- 委員 中村 亮彦
- 委員 坂梨 剛昭
- 委員 前田 敬介
- 委員 南部 隼平
- 委員 堤 泰之

欠席委員(1人)

- 委員 坂田 孝志

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

知事公室

- 公室長 小 牧 裕 明
- 政策審議監 野 崎 真 司
- 危機管理監 岡 村 郷 司
- 政策調整監 天 野 誠 史
- 首席審議員

- 兼秘書グループ課長 野 中 眞 治
- 広報グループ課長 櫛 本 麻 理
- くまモングループ課長 脇 俊 哉
- 危機管理防災課長 佐 崎 一 晴

総務部

- 部 長 平 井 宏 英
- 理事兼県央広域本部長
- 兼市町村・税務局長 真 田 由 紀 子
- 総括審議員

- 兼政策審議監 千 田 眞 寿
- 総務私学局長 緒 方 克 治
- 人事課長 磯 谷 重 和
- 財政課長 臼 井 洋 介

- 県政情報文書課長 坂 本 久 敏
- 総務厚生課長 上 塚 恭 司
- 財産経営課長 永 松 浩 史
- 私学振興課長 橋 本 誠 也

市町村課長

- 兼県央広域本部総務部長 坂 野 定 則
- 消防保安課長 田 口 雄 一
- 税務課長 坂 口 啓 介

健康福祉部

- 部 長 沼 川 敦 彦
- 政策審議監 三 牧 芳 浩
- 医 監 池 田 洋 一 郎
- 長寿社会局長 柴 田 英 伸

子ども・

- 障がい福祉局長 木 山 晋 介
- 健康局長 下 山 薫

健康福祉政策課長 井 藤 和 哉
 健康危機管理課長 椎 場 泰 三
 高齢者支援課長 下 村 正 宣
 認知症対策・
 地域ケア推進課長 本 田 敦 美
 社会福祉課長 原 田 義 隆
 子ども未来課長 木 村 和 子
 子ども家庭福祉課長 岩 村 聡 子
 首席審議員
 兼障がい者支援課長 米 澤 祐 介
 医療政策課長 阿 南 周 造
 国保・高齢者医療課長 池 永 淳 一
 健康づくり推進課長 岡 順 子
 首席審議員
 兼薬務衛生課長 樋 口 義 則

出納局職員出席者

会計管理者兼出納局長 野 尾 晴一朗
 会計課長 杉 本 良 一

監査委員・同事務局職員出席者

監査委員 藤 井 一 恵
 局 長 西 浦 一 義
 首席審議員兼監査監 市 川 弘 人

事務局職員出席者

議事課課長補佐 松 本 淳 一
 議事課主幹 甲 斐 博
 議事課主幹 泗 水 靖 希

午前10時0分開議

○山口裕委員長 それでは、ただいまから第2回決算特別委員会を開会いたします。

本日から審査に入りますので、委員及び執行部の皆様、御協力をよろしく申し上げます。

決算審査方針についてお諮りします。

お手元に配付しております令和4年度決算特別委員会審査方針(案)を担当書記に朗読させます。

○担当書記 それでは、令和4年度決算特別委員会審査方針(案)を朗読します。

本委員会は、熊本地震及び令和2年7月豪雨災害からの復興途上にある中、新型コロナウイルス感染症の拡大も続く中での予算の執行状況等について、次のような審査方針のもとで、執行部の説明及び監査委員の意見を聴取しながら、慎重に審査を行う。

1 予算の執行は、議決の趣旨に沿って、合理的かつ効率的に行われ、所期の目的が達成されたか。

(1) 歳入は適正に確保されたか。

(2) 歳出の執行に遺憾な点はなかったか。

(3) 主要な施策はいかに達成されたか。

2 財産管理は十分であったか。

3 執行体制に問題はなかったか。

4 法令違反等はなかったか。

5 前年度決算特別委員会の指摘事項は、どのように処理されたか。

以上でございます。

○山口裕委員長 決算審査方針は、この案のとおりでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山口裕委員長 御異議なしと認め、今後、この方針に沿って審査を進めることといたします。

これより、本委員会に付託された一般会計及び各特別会計決算の審査に入ります。

まず、野尾会計管理者から、御挨拶と決算概要説明をお願いします。

○野尾会計管理者 会計管理者の野尾でございます。

執行部を代表いたしまして、一言御挨拶申し上げます。

令和3年度の一般会計及び特別会計の決算

につきましては、地方自治法第233条の規定に基づき、歳入歳出決算書調製の上、去る9月定例会に監査委員の意見書を付した上で、決算認定の議案として提出させていただきました。

なお、企業局、病院局並びに流域下水道の企業会計に係る決算につきましても、地方公営企業法の規定に基づき、同様の手続を行っております。

今後、本委員会において、各部局ごとに御審議をいただき、次の定例会におきましては、決算の認定をお願いすることとしております。

山口委員長、緒方副委員長をはじめ各委員の皆様におかれましては、御審議、御指導のほどよろしく申し上げます。

引き続きまして、決算の概要を御説明申し上げます。

説明につきましては、着座にて説明させていただきます。

お手元にお配りしております決算の概要に沿いまして、令和3年度における一般会計及び特別会計の決算を総括的に御説明申し上げます。

なお、数字に関しましては、記載の表や図を除いて、原則として1,000万単位を切捨てとし、億円単位で記載しておりますので、御留意願います。

おめくりいただいて、1ページをお願いいたします。

まず、一般会計における(1)決算収支の状況でございます。

記載の表は、令和3年度の決算の状況について、令和2年度と比較したものでございます。

表の下の概況に記載しておりますように、一般会計の決算額の歳入は1兆695億円で、前年度に比べ1,061億円の増加、歳出は1兆317億円で、前年度に比べ1,049億円の増加となっております。

また、歳入歳出差引額、いわゆる形式収支については377億円と、前年度に比べ12億円の増加、翌年度に繰り越すべき財源は186億円と、前年度に比べ33億円の増加、実質収支につきましては191億円と、前年度に比べ21億円の減少となっております。

続きまして、2ページ目の上段の図の1をお願いいたします。

図の1は、過去10年の決算規模の推移を示しております。

3年度の決算は、2年度の決算と比べ、全体的に増加しました。

これは、熊本地震が発生した平成28年度決算を上回り、過去最大となっております。

次に、おめくりいただいて、3ページをお願いいたします。

(2)歳入の状況でございます。

表の下のポイントを御覧ください。

歳入の主な増加要因ですが、国庫支出金が476億円の増加となっております。

これは、主に新型コロナウイルス感染症対策に関する交付金の増加によるものです。

また、地方交付税も、240億円の増加となっております。

次に、4ページをお願いいたします。

(3)歳出の状況でございます。

表の下のポイントを御覧ください。

歳出の主な増加要因ですが、商工費が390億円の増加となっております。

これは、主に新型コロナウイルス感染症対策として行った営業時間短縮要請協力金事業などの増加によるものです。

また、総務費も、306億円の増加となっております。

次に、おめくりいただいて、5ページ目をお願いいたします。

上段の(4)翌年度繰越しの状況について、表の下の概況を御覧ください。

翌年度への繰越額は、2,194億円で、前年度と比べ29億円の増加となっております。

続いて、下段の(5)不納欠損の状況を御覧ください。

不納欠損額は、2億円となっております。

次に、6ページをお願いいたします。

(6)収入未済額の状況です。

収入未済額は、22億円で、前年度と比べ5億円の減少となっております。

県税が全体の約7割を占めている状況でございます。

下段の(7)不用額の状況を御覧ください。

不用額は、636億円で、前年度と比べ193億円の減少となっております。

金額が大きいものとしましては、衛生費が163億円で、これは新型コロナ感染症患者等入院病床確保事業などによるものでございます。

また、災害復旧費も、115億円となっております。

次に、特別会計決算について御説明します。

7ページをお願いいたします。

上段の表は、15の特別会計を合計した額を決算収支の状況としてまとめたものです。

表の下の概況を御覧ください。

特別会計全体の決算額は、歳入が3,372億円で、前年度と比べ47億円の減少、歳出は3,226億円で、前年度と比べ54億円の減少となっております。

なお、実質収支は、143億円で、前年度と比べ6億円の増加となっております。

1ページ飛ばしまして、9ページ目をお願いいたします。

上段の(2)翌年度繰越しの状況でございます。

主なものとしては、港湾整備事業特別会計におきまして、3億円の繰越しを行っております。

中段の(3)不納欠損の状況でございます。

主なものとしては、中小企業振興資金特別会計におきまして、1億円の不納欠損処分を

行っております。

下段の(4)収入未済額の状況でございます。

6つの特別会計で、貸付金の償還金など合計32億円の収入未済額があり、前年度と比べ1億円の増加となっております。そのうち、中小企業振興資金特別会計が全体の9割以上を占めております。

10ページ目の(5)不用額の状況を御覧ください。

不用額は、特別会計全体で15億円となっており、前年度と比べ33億円の減少でございます。

11ページをお願いいたします。

11ページから12ページにかけましては、財産に関する調書の総括表として、財産ごとに取りまとめたものでございます。

続いて、13ページからは参考資料でございまして、決算額の推移や基金関係の資料などとなっております。

以上で決算の概要の説明を終わらせていただきます。詳細につきましては、各部局からそれぞれの審議の中で御説明させていただきます。

委員の皆様方には、長期にわたり御審議いただきます。何とぞよろしく御願い申し上げます。

私からの説明は以上でございます。

○山口裕委員長 次に、藤井監査委員から、決算審査意見の概要説明をお願いいたします。

○藤井監査委員 監査委員の藤井でございます。

4人の監査委員を代表して、決算審査の意見の概要を御説明いたします。

着座にて失礼します。

お手元の青色の冊子、令和3年度熊本県歳入歳出決算及び基金の運用状況に係る審査意

見書を御覧ください。

1ページをお願いいたします。

第1の審査の対象は、一般会計と15の特別会計であります。

第2の審査の方法ですが、記載しております4点に主眼を置きながら、関係部局に必要な資料及び説明を求め、慎重に審査いたしております。

次に、第3の審査の結果及び意見の1、審査の結果でございます。

これが全体的な結論になりますが、決算書等の計数につきましては、関係書類の計数と符合し、いずれも正確であることを確認しております。

また、財務に関する事務の執行においては、一部に改善または留意を要する事項が見受けられましたが、預け、差し替え等の不適正な経理処理の事例は認められず、全体として、予算の趣旨に沿い、おおむね適正かつ効率的、効果的に処理されていると認められました。

2ページをお願いいたします。

2、審査の意見の(1)財政状況等については、先ほど野尾会計管理者から説明がありましたので省略させていただき、下のほうに記載しております主な財政指標等について御説明いたします。

すみません、3ページの上の表を御覧ください。

令和3年度財政調整用4基金残高は、640億円余で、前年度比359億円余の大幅な増加となっております。

これは、税收等の上振れに伴い、普通交付税の減額調整分等を一時的に積み立てたことによるものです。

また、通常県債残高は、8,833億円余と、前年度に比べ85億円余増加しておりますが、伸び率は1%未満にとどまっており、抑制基調は維持されております。

3段目、財政の弾力性を示す経常収支比

率、4から5段目の財政健全化判断比率である実質公債費比率及び将来負担比率は、いずれも改善しております。

以上を踏まえまして、表の下に記載のとおり、今後の景気動向や地方財政をめぐる状況の変化等に的確に対応できるよう、国への財政支援を継続的に働きかけるとともに、引き続き行財政改革の取組を推進し、財源の確保を図っていく必要があるとの意見を付させていただきます。

次に、(2)未収金の状況についてですが、令和3年度末の未収金総額は55億6,000万円余で、前年度よりも4億600万円余減少しております。

4ページをお願いいたします。

アの県税の未収金については、前年度よりも5億200万円余減少しており、これは、新型コロナに伴う徴収猶予の特例適用が終了したことなどによるものです。

また、個人県民税の未収金は、市町村と連携した熱心な取組により、11年連続減少しております。

次に、イの県税以外の未収金については、解消に向けた着実な取組により、前年度末の滞納案件のうち、10%の5件が解消された一方で、新たな未収金の発生等により、前年度より額が増加しております。

以上を踏まえ、今後とも、歳入の確保や負担の公平、公正維持の観点から、個別の事情に留意しつつ、効果的な回収に努め、未収金の縮減を図るとともに、新規未収金が発生しないよう対策を着実に講じていく必要があるとの意見を付させていただきます。

続いて、(3)財務事務の執行状況について申し上げます。

まず、昨年度定期監査の結果ですが、256機関を監査し、全体としておおむね適正に処理されておりましたが、表にありますとおり、一部に改善等を要する事項、課題が328件ございました。

その下、②財務事務の執行における主な課題のところ、幾つかの事例を御紹介いたします。

アの収入事務ですが、県税徴収事務において、誤った差押処分が発生した事例として、県税の滞納金額より過大に債権を差し押さえ、取立てを行ったというものがありません。

5ページをお願いいたします。

国交付金の収納未済が生じた事例として、国への概算払い請求時に予算令達先所属分等を含めて請求すべきところ、これを失念した結果、交付金の一部を収納できなかった事案がありました。

次に、イ、支出事務では、遅延利息等が発生した事例として、請求書の管理を怠り、複数の支払い遅延が発生した事案のほか、延滞金、遅延利息を生じさせたものが複数ございました。

また、契約手続に不備があった事例や源泉所得税の徴収漏れに伴い、不納付加算税等を支払った事例もございました。

最後に、ウ、その他、個人情報漏えいした事例として、DV等支援対象者の転居先住所を記載した書類を勤務先に郵送し、個人情報が漏えいしたものがございました。このほか、個人情報の不適切な取扱いが多く見られました。

下段にありますように、前年度の監査結果と比較しますと、収入、支出事務に関する課題が44件増加しております。いずれの事務においても、金額等の入力誤りなど、基礎的な確認の不徹底によるものが増加しているものと考えております。

これらの課題は、一義的には担当職員の不注意や理解不足に起因するものですが、管理監督職員による組織的なチェック体制が不十分であることも要因と考えられ、より一層の再発防止の取組が求められます。

また、全庁的には、これまでの職員削減に

加えて、地震やコロナ、豪雨災害対応を支える多様な人材の任用や新規採用職員の増などにより、財務事務に不慣れな職員が増加し、財務部門が弱体化していることも課題発生の遠因として挙げられます。

人為的なミスの発生防止には、基本的な事項の遵守徹底が重要で、研修の充実、組織的な支援体制の強化を図る必要がございます。

加えて、現在進められておりますICTを活用した庁内の業務プロセス改革、データ利活用をより一層推進し、ミスが生じにくい環境づくりなど、財務事務の執行体制のさらなる強化に取り組む必要があると考えます。

また、令和3年度の事務的確・適正な執行の確保に関する評価報告書に、2年連続で重大な不備として個人情報の漏えい事案が報告されております。

個人情報は、一度漏えいしますと、事後の対処が極めて困難であり、県民に対して大きな経済的、社会的不利益を生じさせ、本県の社会的信用を著しく毀損させるものでありますので、各部署において、さらに適切に対応していただく必要があるとの意見を付させていただきます。

続いて、(4)新しいくまもとの創造に向けた取組として、総括的な意見を申し述べます。

本県では、3つの困難に直面する中、基本方針の下、新型コロナの危機を克服し、2つの災害からの創造的復興を成し遂げ、さらには将来の熊本の発展につなげていくことが求められております。

加えて、世界的な物価高騰等により、経済の不確実性が大きく増す中、新たな課題への対応も想定されます。

そのため、安定的な財源確保や効率的な予算執行が不可欠であり、本県の財政負担の最小化のための制度拡充等を国に要望していくことが重要であります。

また、中期的な財政収支の試算が示すよう

に、今後も厳しい財政状況が見込まれることから、事業への集中と選択の徹底、将来負担も考慮した予算編成など、持続可能な財政運営に取り組んでいただきたいと考えております。

なお、3つの困難等に対し、県職員が一丸となって取り組まれているところでございますが、ワークライフバランスの悪化やメンタル不調職員の増加も懸念されます。

ウィズコロナ、ポストコロナを見据え、在宅勤務や時差出勤等の勤務体系も活用しながら、職員の健康管理に留意いただくとともに、必要な人材確保に御尽力いただきたいと考えております。

以上が決算審査の意見の概要でございます。よろしく願いいたします。

○山口裕委員長 これから各部局の審査に入りますので、会計管理者におかれましては、ここで所定の席に移動してください。

（会計管理者、席を移動）

○山口裕委員長 本日は、午前中、知事公室及び総務部の審査を行い、午後から健康福祉部の審査を行うこととしております。

まず、執行部の説明を求めた後に、一括して質疑を受けたいと思います。

なお、執行部からの説明は、効率よく進めるために、着座のまま、簡潔にお願いします。

それでは、知事公室長から総括説明を行い、続いて担当課長から順次説明をお願いします。以下、総務部の順にお願いいたします。

初めに、小牧知事公室長。

○小牧知事公室長 知事公室の令和3年度決算概要につきまして、決算特別委員会説明資料、知事公室と表紙に記載しております資料により御説明いたします。

1 ページの令和3年度歳入歳出決算総括表

を御覧ください。

知事公室の決算は、一般会計でございます。

歳入の決算状況でございますが、収入済額は1億5,564万円余、不納欠損額及び収入未済額はございません。

次に、歳出の決算状況でございますが、支出済額は20億3,962万円余、繰越額は8億6,102万円余、不用額が6,805万円余でございます。

詳細につきましては、各課長からそれぞれ御説明申し上げますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○山口裕委員長 引き続き、各課長から説明をお願いします。

○天野政策調整監 知事公室付でございます。

まず、本年度の監査状況につきまして、知事公室の各所属においては、指摘事項はございません。

続きまして、説明資料により決算状況について御説明いたします。

資料2ページをお願いいたします。

歳入につきましては、雑入で5万円の歳入がございました。これは、熊本地震の創造的復興の成果の一つである新阿蘇大橋の開通をPRする新聞広告を掲載したところ、その広告が賞を受賞し、賞金が授与されたものです。

資料3ページをお願いいたします。

歳出について御説明します。

上段の一般管理費については、副知事秘書業務の委託費用でございます。

中段の企画総務費については、職員給与費でございます。

最下段の計画調査費については、知事からの特命事項や年度途中で発生した重要事項への対応等を行うための重要政策調整費等でご

ざいます。

知事公室は以上でございます。

○野中秘書グループ課長 秘書グループでございます。

資料の4ページをお願いいたします。

歳入につきまして、秘書グループは該当ありません。

歳出につきましては、予算現額2億5,047万円余に対しまして、支出済額は2億4,387万円余となっております。

歳出の内訳は、職員給与費、秘書課諸費、熊本地震追悼式、令和2年7月豪雨追悼式でございます。

なお、不用額660万円は、入札及び経費節減に伴う執行残でございます。

秘書グループは以上でございます。

○櫛本広報グループ課長 広報グループでございます。

5ページをお願いいたします。

歳入につきましては、不納欠損額、収入未済額はございません。

まず、1段目の国庫支出金でございますが、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金として6,388万円余を受け入れております。

右から4番目の欄、予算現額と収入済額との比較欄の4,064万円余につきましては、事業の一部繰越しに伴う国庫補助金の減によるものでございます。

次に、2段目の繰越金でございますが、令和2年度の熊本地震からの復旧、復興関連広報事業費を2,300万円余、新型コロナウイルス関連広報事業費を1,000万円余繰り越したものです。

そして、最下段の諸収入の収入済額は、広報誌等に広告を掲載する際の広告料でございます。

続きまして、歳出について御説明します。

6ページをお願いいたします。

歳出につきましては、予算現額4億4,743万円余に対し、支出済額3億8,766万円となっております。

歳出の内訳としましては、職員給与費などの一般管理費、県広報誌の発行やテレビ、ラジオ、新聞での広報事業などに要する広報費でございます。

なお、不用額は937万円余で、入札及び経費削減等による執行残でございます。

次に、翌年度への繰越しについて御説明いたします。

別冊の附属資料1ページをお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症関連広報事業の事業費のうち、業務委託に要する5,039万円余を令和4年度へ繰り越しております。

繰越しの理由でございますが、令和3年度2月補正予算による事業でございますが、年度内に十分な事業期間を確保できなかったためでございます。

現在の進捗状況は47%となっておりますが、広報計画に沿って順調に事業を進めておりまして、年度内に全額執行見込みでございます。

今後も引き続き、経済とのベストバランスを進める広報を推進してまいります。

広報グループは以上でございます。

○脇くまモングループ課長 くまモングループの脇でございます。

資料7ページをお願いいたします。

歳入につきましては、不納欠損額、収入未済額はありません。

収入のうち、上段の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金につきましては、くまモンスクエア指定管理料のコロナ関係分に対する国庫補助金でございます。

予算計上時の想定より充当額が減ったため、調定額、収入済額が予算現額より207万

円余少なくなっております。

続きまして、資料8ページをお願いいたします。

歳出につきましては、上段の総務費が、予算現額4,473万円余に対し、支出済額が4,405万円余となっております。

内訳は、備考欄に記載しております、くまモンのイラスト使用許可に要する経費及びくまモンを活用したPR事業でございます。

不用額67万円余は、執行残でございます。

次に、下段の商工費は、予算現額4億5,222万円余に対し、支出済額4億3,616万円余となっております。

内訳は、備考欄に7つの事業を記載しておりますが、主なものとして、3番目のくまモン隊の運営に要する経費及び2番目と6番目のくまモンを活用した国内外でのプロモーション推進事業などでございます。

不用額1,605万円余につきましては、経費節減及び新型コロナウイルス感染拡大の影響により各種イベントが中止されたことに伴い、くまモンの出動が減ったこと等による執行残でございます。

くまモングループは以上でございます。

○佐崎危機管理防災課長 危機管理防災課でございます。

9ページをお願いします。

まず、歳入について、不納欠損額、収入未済額はありません。

国庫支出金の2段目の防災情報通信設備整備費補助につきましては、県設置の地震計の機器更新に係る経費の国の補助でございますが、予算現額と収入済額との差1億7,400万円余は、翌年度への繰越しによるものでございます。

下から2段目の諸収入の防災行政無線負担金及びその下の防災情報ネットワーク負担金は、それぞれ管理運営に係る市町村等からの負担金でございます。

10ページをお願いします。

次に、歳出について、2段目の総務管理費の一般管理費は、備考欄に記載のとおり、職員給与費や当課及び広域本部等職員の災害特機に係る時間外勤務手当等でございます。

下の段の防災費の防災総務費は、当課の防災関係の職員給与をはじめ、防災対策費や防災・震度情報システム管理費及び現在整備中の防災センター整備事業などに係る経費でございます。

なお、不用額2,824万円は、無線施設等の管理、保守点検に係る入札残及び経費節減等によるものでございます。

令和4年度への繰越額につきましては、附属資料で説明いたします。

附属資料の2ページをお願いします。

今年度に繰り越した事業について説明いたします。

1段目の防災・震度情報システム管理費は、消防庁の被害情報共有システムと本県の防災情報共有システムを接続するための改修費、また、2段目の防災情報通信基盤整備事業は、県設置の震度計の機器更新に係る経費ですが、いずれも令和3年度2月補正による事業であり、年度内に十分な事業期間を確保できなかったため、繰り越したものでございます。

また、3段目の防災センター整備事業は、新防災センターの通信設備の整備を行うものですが、半導体供給不足により通信機器等の調達に不測の日数を要し、年度内の事業完了が困難となったため、繰り越したものでございます。

これらの事業につきましては、全て年度内に完了の見込みでございます。

危機管理防災課は以上でございます。

○山口裕委員長 次に、平井総務部長から総括説明をお願いいたします。

○平井総務部長 総務部の令和3年度決算概要でございます。

お手元に、決算特別委員会説明資料の総務部と表紙に記載しておりますものをお願いいたします。

1ページをお願いいたします。

令和3年度歳入歳出決算総括表でございます。

総務部の決算に関連します会計は、一般会計、全国型市場公募地方債の発行に係る公債管理特別会計、市町村が行う公共施設の整備事業等に係る市町村振興資金貸付事業特別会計の3会計でございます。

これらの3会計を合わせた歳入の決算状況でございますが、収入済額は、表の最下段でございますけれども、8,070億507万円、不納欠損額は2億4,957万円余、収入未済額は15億5,566万円となっております。

不納欠損額と収入未済額は、県税及びその加算金に係るものでございます。

次に、3会計を合わせた歳出の決算状況でございますが、支出済額は3,664億8,732万円余、繰越額は38億3,026万円余、不用額が35億8,855万円余でございます。

不用額の主なものは、復興基金を財源とする市町村事業への交付金の執行残、人件費の執行残、入札や経費節減に伴う執行残などでございます。

以上が総務部の令和3年度歳入歳出決算の概要でございます。

詳細につきましては、各課長から説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○山口裕委員長 引き続き、各課長から説明をお願いします。

○磯谷人事課長 人事課でございます。

決算の説明に入ります前に、本年度の定期監査における指摘事項について申し上げます。

す。

総務部の指摘事項はありません。

それでは、人事課の決算について説明いたします。

説明資料の2ページをお願いします。

歳入についてですが、不納欠損額、収入未済額ともにありません。

続きまして、歳出について説明いたします。

3ページをお願いします。

まず、総務管理費のうち、一般管理費でございますが、職員41名分の給与費及び人事課で一括管理しております知事部局職員の災害対応等に伴う時間外勤務手当等でございます。

不用額1億6,089万円の主なものは、この人事課で一括管理している時間外勤務手当の執行残でございます。

次に、下段の人事管理費でございますが、知事部局職員の退職手当及び課の運営費等でございます。

不用額1億3,546万円余の主なものは、退職手当の執行残でございます。

人事課は以上です。

○臼井財政課長 財政課でございます。

4ページをお願いいたします。

まず、一般会計について御説明します。

歳入については、不納欠損額、収入未済額はございません。

予算現額と収入済額との比較の欄を御覧ください。

3段目の石油ガス譲与税で1,000万円余、5段目の地方揮発油譲与税で2億3,000万円余の増となっております。

これは、決算額が予算上の見込額を上回ったものです。

5ページ目、3段目の地方交付税で4億3,000万円余、その下の交通安全対策特別交付金で2,000万円余の増となっております。

これも、決算額が予算上の見込み額を上回ったものでございます。

6ページをお願いいたします。

下から2段目の平成28年熊本地震復興基金繰入金ですが、11億6,000万円余の減となっております。

これは、復興基金を活用した事業の執行残が見込みを下回ったため、基金からの繰入額が少なくなったことによるものです。

7ページ、3段目の宝くじ収入について、5億円余の増額となっております。

これは、令和2年に発生した災害の状況に応じて、全国協議会から災害等宝くじ分として上乗せ配分されたことによるものです。

8ページをお願いいたします。

ここからは、県債収入が続きます。

一番上の県債の合計欄の予算現額と収入済額の比較が679億円余の減となっております。

これは、県債を財源とする事業の予算を翌年度に繰り越したことなどによる差額です。

各事業の執行状況については、各部局の審査において説明させていただきます。

以降、16ページ目までは県債が続きますので、御参照ください。

17ページからは、歳出でございます。

総務費のうち、2段目の一般管理費について、不用額1,500万円余の主なもの、財政課で一括計上している赴任旅費の執行残等でございます。

次の財政管理費について、不用額2,200万円余の主なものは、新公会計システム導入に係る設計見直し等に伴う執行残でございます。

一番下段の予備費ですが、当初予算額が2億円のうち、1億1,000万円余を執行しましたので、8,000万円余が不用額となります。

18ページをお願いします。

こちらは、公債管理特別会計です。

この特別会計は、市場公募債や、いわゆる

借換債などの返済を管理するものです。

歳入につきましては、いずれも調定額どおり収入されております。

19ページの歳出については、市場公募債や借換債に係る元金及び利子の償還金並びに発行手数料等でございます。

財政課は以上です。

○坂本県政情報文書課長 県政情報文書課でございます。

20ページをお願いいたします。

歳入につきましては、不納欠損額、収入未済額ともにありません。

3段目の教育費国庫補助金は、予算現額に対し、収入済額が1億1,200万円余少なくなっております。

これは、県立大学の新型コロナウイルス対策に係る地方創生臨時交付金で、翌年度への繰越し等によるものでございます。

21ページをお願いいたします。

歳出について御説明いたします。

3段目の文書費は、文書事務費等です。

不用額1,300万円余は、備考欄、事業の概要、4、文書管理システム事業の執行残等でございます。

最下段の大学費は、県立大学に対する支援事業に要する経費です。

不用額1,160万円余は、新型コロナウイルスの影響により事業を縮減したことなどに伴う執行残でございます。

次に、別冊附属資料の1ページをお願いいたします。

今年度に繰越しとなった事業でございます。

公立大学法人支援事業について、新型コロナウイルス対策に係る地方創生臨時交付金による2月補正予算事業で、年度内に十分な事業期間を確保できなかったため、1億1,100万円余を繰り越しています。

県政情報文書課は以上です。

○上塚総務厚生課長 総務厚生課でございます。

22ページをお願いします。

まず、歳入でございますが、不納欠損額、収入未済額はございません。

23ページをお願いいたします。

歳出でございます。主なものを御説明いたします。

中段の人事管理費でございますが、支出済額、4億8,340万円余となっております。その内訳は、備考欄に記載のとおりでございます。

不用額2,940万円余の主なものとしましては、庶務事務システムにおける改修経費や定期健康診断等の執行残などによるものでございます。

総務厚生課は以上でございます。

○永松財産経営課長 財産経営課でございます。

説明資料24ページをお願いします。

まず、歳入でございますが、不納欠損額、収入未済額はございません。

最下段の財産売払い収入については、老朽化により用途廃止した職員住宅など、19件の未利用県有財産等の売却収入でございます。

予算現額に対し、1億5,000万円余の増となっておりますが、年度途中で売却が成立した案件等が、時期の関係で2月補正予算に反映できなかったことによるものでございます。

なお、この詳細につきましては、附属資料の11ページに記載しております。

続きまして、歳出について説明いたします。

26ページをお願いいたします。

中段の財産管理費は、県庁舎及び総合庁舎等の管理費や県有施設の集約化等に要する経費でございます。

不用額につきましては、維持管理の業務委託等に係る入札や経費節減に伴う執行残でございます。

下段の災害復旧費ですが、熊本地震で被災した熊本土木事務所等の災害復旧、いわゆる防災センター建設に係る経費等でございます。

不用額については、管理委託費の入札に伴う執行残でございます。

続きまして、附属資料2ページをお願いいたします。

繰越しとなった事業について御説明いたします。

まず、県庁舎維持補修費につきましては、庁舎の給排水ポンプ更新工事において、合併して発注した空調工事を冷暖房の運転時期を避けて工事を行ったため、繰り越したものでございます。

2段目、FM推進県有施設集約化事業及び最下段の県庁舎等施設災害復旧費は、防災センター建設工事において、巨石撤去の追加工事や工事工法の変更等に不測の日数を要したため、繰り越したものであります。

なお、防災センターの竣工は、来年3月半ばを予定しております。

財産経営課は以上です。

○橋本私学振興課長 私学振興課でございます。

説明資料の27ページをお願いいたします。

まず、歳入についてですが、不納欠損額及び収入未済額はございません。

予算現額と収入済額に差がある主なものについてですが、中ほどから以下の国庫支出金につきまして、高等学校等就学支援負担金、高等学校等就学支援事務負担金、続いて、28ページ3段目、高等教育修学支援事業費補助などにおきまして、対象者が見込みより少なく、補助対象経費が見込みを下回ったことなどにより減となったものでございます。

4段目の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金につきましては、事業の一部繰越しなどに伴う国庫補助金の減でございます。

下から3段目の私立高等学校等経常費助成費補助につきましては、国庫補助単価額が推計を上回ったことにより増となっております。

次に、30ページをお願いいたします。

歳出でございます。

下段の私学振興費につきましては、私立学校に対する経常費補助金や私立学校生徒への就学支援金、奨学のための給付金などでございます。

不用額の4億7,600万円余の主なものについてですが、就学支援金など、生徒への支援に係る事業におきまして、対象者が見込みより少なかったことなどによる執行残でございます。

翌年度繰越額につきましては、附属資料で御説明いたします。

3ページをお願いいたします。

上段の私立学校ICT教育環境整備推進事業につきましては、インターネット環境や生徒用のパソコン等を整備する学校に対する補助事業ですが、整備内容の検討などに時間を要し、やむを得ず繰り越したものです。

現在、各学校において整備を進めており、年度内に事業が完了する見込みです。

下段の新型コロナ私立高校専攻科授業料減免補助事業につきましては、令和3年度2月補正予算による事業でございますが、年度内に十分な事業期間を確保できなかったため、やむを得ず繰り越したものです。

現在、各学校において、対象となる生徒への減免に必要な手続を進めており、年度内に事業が完了する見込みです。

私学振興課は以上です。

○坂野市町村課長 市町村課でございます。

説明資料の32ページをお願いいたします。

一般会計の歳入でございますが、不納欠損額及び収入未済額とにもございません。

予算現額と収入済額の差が大きいものにつきましては、32ページの下から2段目、国庫補助金でございますが、これは、交付金の対象経費が見込みを下回ったこと及び翌年度への繰越しによるものでございます。

35ページをお願いいたします。

歳出について説明をいたします。

まず、下から2段目、地域振興局費でございます。

これは、広域本部や地域振興局における管理運営や政策調整事業などに要した経費でございます。

不用額の1,000万円余につきましては、入札残や経費節減等に伴う執行残でございます。

次に、36ページをお願いいたします。

一番下の段、自治振興費でございます。

これは、右側の説明欄に記載がございますが、1の市町村自治宝くじ交付金、2の住民基本台帳ネットワークシステム推進事業、5の平成28年熊本地震復興基金交付金、7の新型コロナウイルス感染症対応総合交付金などに要した経費でございます。

翌年度繰越額につきましては、後ほど説明をいたします。

不用額の15億1,100万円余につきましては、主に熊本地震復興基金交付金の執行残によるものでございます。

この交付金は、市町村を通じた間接補助として実施するものでございますが、市町村における事業進捗の遅れ等により、やむを得ず執行残が生じたものでございます。

次に、38ページをお願いいたします。

ここからは、熊本縣市町村振興資金貸付事業特別会計でございます。

歳入につきましては、不納欠損額及び収入未済額とにもございません。

39ページをお願いいたします。

歳出でございます。

一番下の段の一般会計繰出金でございますが、これは、広域本部、地域振興局の政策調整事業の財源として一般会計に繰り出したものでございます。

不用額の700万円余につきましては、繰り出し先事業の事業量の減等によるものでございます。

次に、附属資料の4ページをお願いいたします。

今年度に繰越しとなった事業について説明をいたします。

新型コロナウイルス感染症対応総合交付金事業費でございます。

この事業は、国の交付金を活用し、市町村が実施をします新型コロナウイルス感染症対策を支援するものでございます。市町村の感染防止対策や地域経済の回復に向けた取組などを後押しするものでございます。

新型コロナウイルス感染症が収束するまで事業を継続する必要があるため、15億円を繰り越したものでございます。

市町村課は以上です。

○田口消防保安課長 消防保安課でございます。

説明資料の40ページをお願いいたします。

まず、歳入についてですが、不納欠損額、収入未済額ともにございませぬ。

続いて、歳出について御説明いたします。

43ページをお願いいたします。

中段の防災総務費の不用額ですが、1,033万円余の主なもの、防災消防ヘリコプター管理運営費において、ヘリコプターの故障による部品交換など、不測の事態に備えた緊急整備費等の執行残でございます。

次に、消防指導費について、不用額8,087万円余の主なもの、消防学校教育訓練機能強化事業において、訓練施設の工事費、設計

委託費の入札残等による執行残でございます。

翌年度繰越額につきましては、附属資料で御説明いたします。

附属資料の5ページをお願いいたします。

消防学校教育訓練機能強化事業は、訓練塔の建て替えに係る設計でございます。

地盤調査の追加実施など、不測の日数を要し、年度内の事業完了が困難になったことから、やむを得ず繰り越したものでございます。

なお、訓練塔の建築設計は既に完了し、今月着工の予定になっております。残る外構工事の設計も、今月末に入札予定で、年度内に完了の見込みでございます。

消防保安課は以上でございます。

○坂口税務課長 税務課でございます。

説明資料の44ページをお願いいたします。

歳入に関しまして、県税の決算状況について説明いたします。

1段目の県税の欄を御覧ください。

予算現額は1,645億6,800万円余と見込んでおりましたが、これに対し、調定額は1,693億7,100万円余、収入済額は1,676億2,200万円余となっており、予算現額と収入済額を比較しますと、30億5,300万円余の増収となっております。

なお、収入済額は、前年度と比較して131億8,000万円余の増収となっております。

主な要因は、法人事業税が、半導体関連産業等の好調な業績により64億6,200万円余の増収に、地方消費税が、消費の持ち直しにより50億1,100万円余の増収になったことなどです。

また、不納欠損額は2億2,800万円余で、収入未済額は15億2,000万円余となっております。

収入未済額の状況につきましては、後ほど詳しく説明いたします。

上から2段目の県民税から、47ページの下から2段目の産業廃棄物税までが税目ごとの状況であり、おおむね収入済額が予算現額を上回っております。

上から3段目の個人県民税につきましては、上場株式市場から個人が受ける配当や株式等譲渡益に対する税収の増加などにより、収入済額が予算現額を10億700万円余上回りました。

45ページ、1段目の法人事業税につきましては、半導体関連産業等の好調な業績により、収入済額が予算現額を10億3,100万円余上回りました。

47ページ最下段の地方消費税清算金から、51ページの利子割精算金収入までは、税外収入でございます。

49ページをお願いいたします。

下から2段目の寄附金は、いわゆるふるさと納税に係る寄附金収入でございます。

収入済額は3億1,400万円余となり、予算現額を3,800万円余上回っております。

また、その下の繰入金は、寄附金を充当して事業を行うために基金を取り崩し、一般会計に繰り入れたものです。

収入済額が予算現額を2,900万円余下回っておりますが、これは、基金を充当した事業において、見込みよりも多く執行残が生じたことによるものです。

50ページをお願いいたします。

最上段の諸収入は、主に税に付随する延滞金と加算金によるもので、収入未済額3,400万円余につきましては、全て加算金に係るものでございます。

次に、県税の収入未済額の状況につきまして、別冊の附属資料で御説明いたします。

7ページの令和3年度収入未済に関する調べをお願いいたします。

2の収入未済額の過去3か年の推移に、令和元年度から令和3年度について、縦に税目ごと、横に過年度分、現年度分、計の順番で

収入未済額を記載しております。

各年度の計の最下段の合計欄を御覧ください。

県税の収入未済額は、令和元年度は19億6,000万円余、令和2年度は20億2,300万円余、令和3年度は15億2,000万円余となっております。

令和3年度は、前年度から5億200万円余減少しており、主な要因は、滞納整理の推進によるもののほか、令和2年度に増加した新型コロナウイルス感染症の影響に伴う徴収猶予の特例による滞納繰越分の収納が進んだことによるものでございます。

税目別では、1行目の個人県民税が収入未済額の約7割を占めておりますが、こちらは、平成23年度以降11年連続で減少しておりまして、令和3年度は10億5,500万円余と、前年度に比べて1億3,700万円余を圧縮したところでございます。

8ページをお願いいたします。

中ほどから下のほうでございますが、4、令和3年度の未収金対策を御覧ください。

県税の未収金対策につきましては、特に、1、実施した取組内容のとおり、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた納税者への柔軟な対応や、令和2年7月豪雨災害、熊本地震の被災者に対して、実情に即した適正な対応を実施いたしました。

また、収入未済額の約7割を占めます個人県民税につきましては、9ページ(4)の個人県民税の徴収強化対策として、重点的に取り組んでおります。

①のとおり、県職員が、市町村職員の身分を有する併任徴収や市町村から県への徴収事案の引継ぎなど、市町村への直接支援に取り組むとともに、②のとおり、市町村職員のスキルアップや業務効率化等の業務プロセス改善のための間接支援を行うことなどによって、徴収率向上に向け、市町村と連携して取り組んだところです。

次に、2の取組の成果ですが、(1)徴収率は、現年繰越合計で前年度から0.5ポイント上昇し、過去最高の99.0%を達成いたしました。

(2)滞納繰越額も、前年度に比べ5億200万円余減少し、15億2,000万円余となっています。

(3)の重点税目である個人県民税と自動車税については、いずれも徴収率は改善しております。

3の令和4年度以降の未収金対策といたしましては、(1)に記載のとおり、税負担の公平性の観点から、法令等に基づき、適正かつ厳正に取り組むことを基本としつつ、(2)新型コロナウイルス感染症の影響を受けた納税者への対応や、(3)令和2年7月豪雨災害及び平成28年熊本地震による被災者への対応のとおり、納税者の生活状況等を的確に把握した上で、実情に即した適切な対応に引き続き努めてまいります。

(4)の個人県民税対策の推進につきましても、引き続き市町村と一体となった徴収強化対策に取り組むとともに、市町村の実情に即した支援を行ってまいります。

さらに、(5)の納税者の利便性の確保として、令和5年4月から、地方税共同機構が運営している地方税ポータルシステム、eLTAXと呼ばれるものですが、これによる自動車税等の電子納税が運用開始される予定となっており、キャッシュレス決済の普及など、さらなる納税環境の整備に取り組んでまいります。

次に、歳出でございます。

資料にお戻りいただきまして、52ページをお願いいたします。

上から4段目の税務総務費は、税務行政の管理運営に要する経費、その下の賦課徴収費は、納税者に対する過誤納還付金や市町村に対する徴収取扱費等の経費で、不用額は、執行残と経費節減等によるものでございます。

さらに、その下段の諸支出金ですが、次のゴルフ場利用税交付金から54ページの法人事業税交付金まで、県に納付されました税金等の一定割合を、法令に従いまして市町村へ交付する交付金などで、不用額は、いずれも交付額が予算の見込みを下回ったことによる執行残でございます。

最後に、今年度に繰越しとなった事業について説明いたします。

附属資料の6ページをお願いいたします。

県税窓口感染症対策事業費でございます。

県税窓口へのセルフレジの導入に必要な経費について、折からの半導体供給不足により、設置予定のセルフレジ12台のうち5台につきまして、年度内の調達が困難となったことから繰り越したものでございます。

5台につきましても、9月末までに設置済みとなっております、年内の事業完了を見込んでおります。

税務課は以上です。

○山口裕委員長 以上で執行部の説明が終わりました。

それでは、質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。

○前川収委員 まず、最初に御説明いただきました決算の概要と、それから監査委員の監査報告、監査意見について、総括的な部分でちょっと聞いておきたいことがございますので、お話しいただければと思います。

令和3年度予算の表には出てこない最も大きな特徴、これは決算書には出てこない特徴ですけれども、県議会との関係において、専決処分をかなり多く、かなりというか、過去最高額だと、累計は見えていませんが、この数字では出てこない数字なんですけれども、専決処分、知事専決というのをたくさんやっていただきました。

その理由は、もう私たちが言うまでもな

く、いろんなコロナの対策であったり、球磨川の豪雨災害の対策であったりという、そういったことが速やかに県民の皆さん方に届くように、年4回の議会、本来であれば、予算執行においては、収入も歳出もしっかり議会の議論の上議決を得てやらなきゃならないわけでありましてけれども、それをスピード優先という前提の中で、私のほうも、ぜひ専決でいいから早く県民に届けてくれという、その思いの中でやっていただきました。

ただ、一方で、議会が本来果たさなければならない役割のチェック機能、そのチェック機能が、今回、今から監査をやるのも当然チェック機能であるわけでありまして、その専決処分をたくさんやったことによって、自己評価ではなかなか見えにくいところがありますので、そのチェック機能について、どのようになっているのかが気になっておまして、ちょっと先ほどの説明の中で気になった部分がありました。

例えばですけれども、監査報告の御意見の中で、前年度監査結果と比較すると、収入事務及び支出事務に係る——ごめんなさい、5ページです。監査委員の青いこの報告書の5ページの下の方、ウ、その他の下の段ですね。収入事務及び支出事務に関する課題が計44件増加しているという、いわゆるそういった、きちっとやるべきところがやられてなかったところが増えたということだということを受け止めておりますが、それは、もちろんコロナ対策もありましたし、豪雨対策もありましたから、職員の皆さんもとても多忙で、非常に忙しい環境の中での仕事だったというふうには思いますが、一方で、私たち議会の側から見れば、県民のためと思って専決処分をしっかりとやってきた、ところが、議会として果たすべきチェック機能がうまく果たせてなくて、そのことによっていわゆる事務において課題が生まれるということにつながったのではないかというような懸念を私個人は持

っております。常にそういう懸念は持っていないかなければならない、持たなければならぬ立場だというふうに思っております。

特に、決算額としては過去最高額、熊本地震以上の1兆円を超える決算事項があったわけでありまして、つまり予算の出入りがあったということでもありますから、その予算の出入りの中で、いわゆる専決処分というものがかなり、もちろん全部じゃありませんけれども、相当例年よりもシェアとしてはずっと上がっているというふうに思っておりますが、そのことに対する影響について、これは誰に聞こう——会計管理者と監査委員の方、お感じになっていることについてお話しいただければと。よかですか。

○野尾会計管理者 私、就任してまだ半年ぐらいなんですけれども、いろいろ話を聞いております。

やはりミスというのは、回数が増えれば起こる確率も一定にしても、件数としては増えてくるのは、これは私どもとしては常なんです。発生率を私たちとしていかに下げるか。おっしゃったように、決算額が過去最高ということは、それで本当ミスが増えて当たり前という意識じゃいけないので、それについては、私たちとしては、もう一度気持ちをしっかりと初心に戻って、先ほど、こちらの意見書にも書いてありましたように、やはり職員の意識の醸成とか、いろいろな——私たち、いわゆる会計分野も、前のようにチェックするだけではなくて、今は若手職員かなり入れ替わっておりますので、支援するという立場で意識を変えて、会計課もしっかりと不慣れな職員には手取り足取り支援をしていきます。

ですから、今前川委員がおっしゃったように、すべき予算がいっぱいについて、決算をして、それでミスが増えたということじゃいけませんので、今後は、いわゆる事務の在り方

については、しっかりともう一度全庁的に議論をして、せっかくつけていただいたお金を適正にどう執行するかは、今後、私たちはしっかりと考えていかなきゃいけないと、会計管理者としては考えております。

ちょっと取り留めない意見でございますが、以上でございます。

○藤井監査委員 御指名でございますので、答えさせていただきます。

過去最大の決算額になったということで、大変必要な予算が増えたというこの中であって、職員の方々は、大変多忙な日々の中でやってきたと思います。

ただ、そうは言っても、きちっとした事務管理をしていかなきゃいけないということの中で、単純な入力ミスがかなり多かったというのは、ちょっと残念な結果でございます。

ただ、大きな指摘事項につながるようなものは、今回、総務部、公室は指摘事項はなかったということでございますので、より一層気を引き締めて、管理者のほうも二重チェック、三重チェックをきちっとやると。

それと、やはり電子決裁が増えてきておりますので、やはり書類で見ていたときと違って留意する点も多いのかなということで、管理者の方々にも、再度しっかりとした、課員と一緒に研修等も頑張っていたきたいと思います。

あわせて、最近ICTの活用ということで、DXというのが言われておりますが、業務効率化とともに、やはりミスの生じない仕組みづくり、今ちょうど会計システム等の予算も、そういった観点から、総務部を中心に、また企画のDX部門を中心に議論をいただいておりますので、そういった点も含めてやっていただけたらという感想を持っております。

あわせて、議会のチェック機能ということ

の絡みをおっしゃいましたが、この点につきましては、やはりそういった事務的なところは、今内部統制の制度も始まりましたので、中でやっぱりしっかり執行部がやっていくと、併せて事業の効果等につきましては、しっかり今までどおり議論を深めていただきながら、県民にとって大変有効な予算の執行につながりますことを、私どもとしては考えております。

以上でございます。

○前川収委員 一般論もお話をいただいたと私は思っていますが、焦点は、全体予算の中で何割かよく分かりませんが、シェアは計算しないと分からないんですけれども、一般会計の中だけでもいいので、幾らぐらいが専決処分だったのか、総務部長、きちっと分かっていたら、その専決処分をしたことによって、皆さん方の作業効率というんですかね、それは少し上がったと思うんですね。議会でこれをやると、こういう説明をしなくていい、執行機関を置いて、議会の議決が終わるまでは執行できないということ、これはもう当然のことだったんですけれども、それを専決によってうまく回すというような効果は多分出たろうというふうに思っていますが、今ももちろん専決処分をやっておりますけれども、我々側とすれば、その専決処分によって県民に早く施策が届いていく、予算が届いていくということとはとても大切なことだというふうに思っておりますけれども、一方で、そのことによっていわゆるチェック機能が——我々側から見ればですよ。チェック機能が怠慢になっているという指摘を受けたくないという思いがあります。

その点については、どう、まあ歳入全体を見ていらっしゃる総務部長の、これは感想でしか言えないと思いますけれども、今回の決算結果も見ながら御意見をいただければと思いますけれども、いかがでしょうか。

○平井総務部長 御指摘、しっかり受け止めたいと思います。

専決をする際のいろんなやはり、段取りと申しますか、作業をしていく中でのいろんな段階での情報提供というのを、十分やっていく必要があると思っております。

直接のチェックというのは、専決の報告、承認という段階でまたお願いしたいと思っておりますけれども、この専決という方式を取らせてもらうことで、今ちょっとお話にもありましたが、職員側としては、事業を行う時間が長く取れるというメリットがあると思っております。予算執行できる時間が遅れば遅れるだけ、短い時間で仕事をしなきゃいけなくなってしまいますので、今話題になっておりましたようなミスを生発することにもつながるかと思っております。事業を執行するという上では、今のやり方を認めていただいていることは、私たちは、本来、メリットとして享受、使わなきゃいけないんだろうと思っております。

ただ、結果として、こういう指摘事項になるようなミスが増えていることは、それ以外の理由があるかと思っておりますので、このほうはまたしっかりと見ていきたいと思っております。

繰り返しになりますけれども、専決予算というものをつくり上げていく段階では、様々な形で情報提供しながら、皆様の御意見も反映できるように取り組んでいきたいと、今後とも考えたいと思っております。

○前川収委員 コロナウイルス、それから球磨川を含めた豪雨災害、災害対応、この2つがメインでありまして、一般的な専決処分というのはだんだん減るというふうに思います。目的があって専決をやっているわけですから、今から先ずっと専決でいいですよと言っているわけでは全くありません。それは、

もう皆さん方も御承知のことだというふうに思っております。

専決を行うときには、ぜひ議員の皆さん方に、本来、集まって、委員会を通して、そして本会議で結論を出す、採決を採るというその手順があるということを、ぜひ皆さん方には頭に置いていただきながら、議員の皆さん方に対する説明、議案に対する説明——議案じゃなくて予算に対するですね。議案になってないんです。執行後に報告という議案になるわけですが、そのことについてはしっかり考えて、十分に説明いただきますようお願いをいたします。

以上です。

○山口裕委員長 ほかにありませんか。

○岩田智子委員 くまモンについてなんですけれども、6ページですね。

広報の充実で、やっぱりここの詳しい施策の成果には、いろんなウェブとか使った番組とかテレビ広報とか、たくさん何かやって、どれぐらいの人たちが見たというのが書いてあるんですけど、昨年と比べて成果がどのぐらいあっているのかというのをちょっと、具体的に組み込んでいって執行部の方のほうの目というかな、ちょっとお話を聞かせていただければと思います。

○樺本広報グループ課長 広報グループでございます。

岩田先生、確認でございますが、広報の全般ということでのお尋ねでしょうか、それとも、SNS広告等もございまして。

○岩田智子委員 目に見えて何か、これはすぐく見ている人とかが増えるとか増えたとか、反響がよかったとか、そういう具体的なことがあったら教えてください。

○櫛本広報グループ課長 分かりました。

令和2年度からSNS広告というのを始めておりますけれども、いわゆる県の広報というものを若い方たちにも知っていただきたいという思いを持って進めている取組でございます。

当初、回数をどんどん増やしております、令和3年度、4年度で、年間で30回打つということで実施しているところでございます。

実際に、広告の、まあいろいろなSNS、LINEですとかフェイスブック、インスタグラム、ツイッター等を使っておりまして、かなりその広告の範囲というのは、具体的な数値ということではないんですけれども、広げて展開しているところでございます。

いわゆる、SNSを御覧いただくときというのは、スマホで御覧いただくと、私たちがターゲティングというような形で、年齢とか居住地とか、ホームページでいろいろと検索された結果などに基づきまして、県の行っております事業でふさわしいターゲットを選択しまして、そこに対して、いわゆるプッシュ型で広報を展開していくことをやっているんですね。

そういった広報と、あと既存の広報、テレビ、ラジオ、「県からのたより」というのもございまして、昨年度に比べますと、今年度というのは、例えば「県からのたより」、非常にオーソドックスではございますけれども、はがきとか、御意見、お電話等でいろいろな、御批判も含めて、御意見はいただいているところでございます。

具体的に、今、手元に何件というところの数字はございませんけれども、昨年度よりかなり反響が多いということは感じておりまして、SNSと既存の広報と、そのバランスというのを今考えながら実施しておりますので、一定の効果は、我々、あると思っているんですけれども、数字として今お伝えすると

いうところでは、手元の資料がございませんので、そちらはまたお伝えしたいと思っております。

○岩田智子委員 SNSは、熊本に遊びに来たら、くまモンに会わないようにまち歩きをしようという企画とか、そういう何かくまモンを見ない、会わないようにというような企画があって、でも、全然だめなんですよ、すぐあるから。くまモンがあちこちにあるので、それはできないという、ティックトックとかで若い子たちが挑戦、挑戦っていうかな、そんなことしているおもしろい企画があったんですけども、くまモンがやっぱり、この前も全国放送とかでも出ていましたけれども、何かくまモンのそのキャラクター度がどんどんどんどん広がってきているような私は気がするんです。若い人から年齢の上の人まで、すごい幅広くなっていると思うので、諦めずというかな、何かもっともっとどんどんやってほしいなという気持ちで質問をしたんです。

○櫛本広報グループ課長 岩田先生、ありがとうございます。

くまモンの関係ということで、我々広報のほうでは、くまモンが関わる事業のほうも広報させていただいております、非常に反響あるかと思うんですけれども、直接のくまモンの関連の事業については、くまモン関連で把握をしておりますので、ちょっとそちらのほうでお答えをいただいております。

○脇くまモングループ課長 御指名がありましたので、答えさせていただきます。

岩田先生がおっしゃられるように、大変、くまモン、最近また露出も増えております。先日も、ジュノン・スーパーボーイ・コンテストということで、イケメンコンテストにも出させていただいて、全国でも話題にさせて

いただきました。現状でも、くまモンのツイッター、80万人のフォロワーを超えているというところで、順調に伸びております。

先ほど、御質問というか、御指摘があったように、ティックトックなんかでは、その拡大して人気広がっているくまモンを上手に使っていただいて、くまモンに会わないようにしようという、逆のところ非常に喜ばしい活動をしていただけるんじゃないかなというふうに、大変好意的に私どもも見てるところです。

また、引き続き、この伸びているくまモンの認知度、ブランド力を使って行って、全国、できれば世界に向けて情報発信していきたいと思っております。

○樺本広報グループ課長 ちょっとすみません。補足させてください。先ほどの効果の部分での補足でございます。

首都圏広報をやっている中で、マスコミ業界に精通したPR会社を通じまして、首都圏メディアに取材の誘致などを行っております。

そうした中で、どのぐらい、その広報の換算額を提示していただきまして、効果が出ているかというところを捉えているところなんですけれども、平成24年からずっとそのパブリシティを見ておりまして、今現在で41億円以上の広報の換算、広報効果が出ているという、広告換算額でございますね。そちらで効果のほうは把握をさせていただいているところでございます、もちろんまだまだ伸び代があると思っておりますけれども、この首都圏に向けても、熊本県の魅力、くまモンを含めまして、どんどん情報発信をいたしまして、熊本県の魅力、そして効果を上げていきたいというふうに考えております。

○岩田智子委員 ありがとうございます。

○藤川隆夫委員 今のくまモンに関連するような話になるんですけども、実は、海外プロモーションの推進事業で4,200万弱の予算が組まれていたと思っておりますけれども、結局、このコロナ禍の中で、海外に対するプロモーションというのは、極めてやりづらい部分が恐らくあったんだろうと思っております。

その中で、具体的にどのような事業を展開されたのかと、その波及効果といいますか、海外向けの波及効果、現在、少し入国緩和されてきていますので、これからだろうと思うんですけども、それを見据えた恐らく展開だろうと思うんですけども、やられたことに関して、そして、これからのことに関してどのように考えているのか、ちょっと教えてください。

○脇くまモングループ課長 委員御指摘のとおり、大変、非常に海外での渡航ができない中で、厳しい状況にあります。ここ2年間は、くまモン、海外に出動はしておりません。

その代替策ということで、くまモンTVと言われるユーチューブでの広告、それから、やっぱりグローバルチャンネルといって海外向けのチャンネル、こういったところを通じて、SNSを中心に事業展開をさせていただいております。

物によっては、数十万回を超えるような動画再生もあっておりますので、大変手応えを感じているところでもございます。

また、併せて、輸出もいろいろ増えているところもございまして、くまモン関連商品、昨年度で約1,500億円ぐらいの商品のうち、海外分が——まだ全体の4%程度ぐらいではありますが、67億円という形で、これは、国内のほうは今ちょうどコロナ等もあって頭打ちになっている中、海外については順調に伸びているというところがございます。

今後は、当然、くまモンの海外への派遣

も、当面考えてまたいかなきゃいけないと思いますけれども、海外の事業者の皆様とタッグを組んで、くまモン関連商品を増やすことで、海外でのくまモンのブランド力、それから認知度をさらに高めていきたいというふうに考えております。

○藤川隆夫委員 今、海外展開についてお話をいただきまして、それはもうこれからも当然続けていっていただくことが熊本県にとっても有益だろうというふうに考えております。これは、ぜひやっていただきたいと思っております。

今後、まあ2年間、くまモン、海外に出ないという話なので、それも含めているんな展開を考えていただければというふうに考えております。よろしく願いいたします。

もう1点お尋ねなんですけれども、防災センターの工事の中で、追加工事で巨石の撤去というのが出ていましたけれども、これに関しては、もともと県庁を最初に造ったときに置かれていた巨石なのか、工事中に出てきた巨石なのか、まずそれを教えていただければと思います。

○永松財産経営課長 財産経営課でございます。

今、防災センターの北側のほうで工事をやっておりますが、その中で、地下のほうを掘っているときに巨石のほうが出ておまして、推定で約150トンという大きな巨石が出まして、それを割る作業とか、それらをやる関係で時間を要したところでございます。

以上です。

○藤川隆夫委員 分かりました。

もともと、ちょうど県庁のプロムナード、入ってくるところかな、あそこにも大きな石があったので、あの石なのかなとちょっと思ったんですけど、工事している最中に出てきた

石ということですね。了解です。分かりました。

○山口裕委員長 ほかに質疑はありませんか。

○堤泰之委員 税務課さんに聞いたかったんですけども、納税が、徴収率が最高になったということだったと思うんですけども、これは納税の電子化の影響があるのかな思ったんですが、今、県税の何%ぐらいが電子納税になっているのかということをお聞きしたいということと、若手の職員さんが増えていらっしゃるということでしたが、今後のDX化によっての人員の計画というのは、大体どれぐらいの形で予想されているのかをちょっとお聞きできればと思います。

○坂口税務課長 税務課でございます。

電子納税の率につきましては、附属資料の中にもございますが、クレジット納付につきまして、5.5%、スマホ決済が5.2%、それと従来からの口座振替、これが6.4%という率になっておまして、今現在では、令和3年度の実績でございますが、キャッシュレス割合は17.2%という率になっております。

本県の特徴といたしまして、まあ全国的な傾向でもございますが、コンビニ納付を平成18年から始めております。これが、順調に、やっぱり利便性が高いということで、全体の37.2%を占めているという状況でございます。その他が窓口での納付ということになっております。

すみません、DXの件は、税務課への質問ということでしょうか。

○堤泰之委員 それが、どれぐらい効果があるのかなと思ったものですから。

○坂口税務課長 納期内納付の率をしてみま

すと、先ほど申しましたコンビニの影響が特に大きかったと思うんですが、10年前には70%程度であったものが、現在、84.8%、これは自動車税の割合ですが、大きく伸びております。

いわゆる、スマホとか電子納税等で利便性を高めることによって徴収率の向上につながっているという傾向は、明らかに見られているというふうに分析しております。

以上でございます。

○堤泰之委員 今、職員さんというのは、ここ数年でどれぐらいの増減をされていらっしゃるんですか。

○坂口税務課長 税務職員につきましては、以前は県事務所単位でそれぞれ税務課がございまして、平成25年度に広域化ということで広域本部に集約のほうをしております。その時点で240人ほどおりました徴収職員でございますが、現在では215名という形で集約をされているような状況でございます。

各振興局に税務課というのはなくなりまして、広域本部体制ということで専門性を高めて、少数精鋭体制という形で取り組んでおるところでございます。

○堤泰之委員 分かりました。ありがとうございます。

○山口裕委員長 ほかにありませんか。

○藤川隆夫委員 先ほどデジタル化等の話も出ておりますけれども、私が議員になって最初の監査委員のときに、実はペーパーレス化の話が出ておまして、それからもう20年ぐらい結局たっていると思うんですけれども、このペーパーレス化による経費の削減等について、昨年あるいは5年前と比べてどの程度削減できたのかというのが、もし分かるよう

であれば教えていただきたいと思います。

○臼井財政課長 分かりませんが、すみません、コピーの枚数というのを管理調達課のほうで集約して調達しているところがありますので、それをちょっと後ほど比較すれば、枚数から換算してどれぐらい削減したか、ある程度推計できるかと思います。後ほど御回答させていただきたいと思います。

○藤川隆夫委員 そういう形で今までずっと県庁は来ていると思いますし、これからもさらに進んでいくというふうに考えるわけなんですけれども、結構この紙の予算ってそれなりにかかっていると思うので、その削減というのは極めて重要だろうというふうに思っております。これから先ですね。

そういう意味において、やっぱり経年的にどの程度削減できているのかというのは、やっぱり執行部のほうでも把握しておく必要があるだろうというふうに思っておりますので、よろしくお願ひします。

○坂本県政情報文書課長 補足で、すみません。紙の量ではございませんが、電子決裁率につきまして、県政情報文書課でございますが、お答えさせていただきます。

電子決裁につきましては、今年3月の半ばにシステムを改修しまして、今電子決裁率を上げているところでございますが、今年3月の県庁全体の電子決裁率は47.8%ほどでございましたが、8月末現在で77.5%ぐらいまで上がっております。

来年度までには100%を目指そうと思っておりますので、財務会計システムとかはまだ今システムを作成中でございますが、それ以外の部分については、大分ペーパーレス化による電子決裁率が進んでいるという状況でございます。

以上です。

○藤川隆夫委員 はい、分かりました。

○平井総務部長 補足ですけれども、ペーパーレス化というのを進めるに当たって、一つの考え方として、今デジタル局というのができておりますが、あそこはフリーアドレスという、個人の特定の席を設けないというスタイルを取っております。

これは、個人がそれぞれ紙での書類を保存しないという考え方で、全てを電子の書類でやっていこうと、そうすることによって、どこに座っても仕事ができますよねというような体制をつくらうとしている、まあ実験的な取組をしております。

こういった取組を、今出ました電子決裁化していく文書の電子化と合わせてこれから進めていこうという形で、まさに道途中でございますが、御指摘の視点を県庁としても大事に取り組んでいきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○山口裕委員長 ほかにありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○山口裕委員長 なければ、これで質疑を終了いたします。

これより、午後1時まで休憩いたします。

午前11時31分休憩

午後0時58分開議

○山口裕委員長 休憩前に引き続き委員会を再開します。

それでは、これより健康福祉部の審査を行います。

まず、執行部の説明を求めた後に、一括して質疑を受けたいと思います。

なお、執行部からの説明は、効率よく進めるために、着座のままで簡潔にお願いします。

それでは、健康福祉部長から総括説明を行

い、続いて、担当課長から順次説明をお願いします。

初めに、沼川健康福祉部長。

○沼川健康福祉部長 沼川です。

それでは、令和3年度決算の御説明に先立ちまして、前年度の決算特別委員会において御指摘のありました施策推進上改善または検討を要する事項等のうち、健康福祉部関係につきまして、その後の措置状況を御報告いたします。

1点目は、「未収金対策について、コロナ禍の影響による未収金の増加とそれに伴う回収の労力の増加が懸念されるが、公平性の観点から、引き続き、適正な債権管理と徴収対策の推進に努めること。」でございました。

健康福祉部では、部局長や関係各課長等で構成する収入未済金対策会議を部独自に設置し、未収金の状況の把握や課題の共有などに取り組んでおります。

令和3年度は、全庁的な未収金対策連絡会議が策定する未収金対策強化に向けた取組方針に加え、部の対策会議で策定した取組方針に基づき、貸付時や償還開始の段階で面談やチラシの配布を行い、債務者の納入に対する意識づけの徹底を図りました。また、口座振替の促進等により新たな未収金の発生防止に努めるとともに、債権の管理及び回収業務を行う会計年度任用職員の配置や債務者の生活状況等を把握するための償還協力員の活用、債務者への催告強化等により未収金の解消を図っております。

今後も、公平性の観点から、適切な債権管理と徴収対策の推進に努めてまいります。

2点目は、「公衆衛生総務費について、ウィズコロナや新たな感染症に備え、医療体制の充実が図られるよう、必要な予算の確保に努めること。」でございました。

公衆衛生総務費につきましては、全ての県民の健康増進、疾病予防を図るため、医療費

の助成や医療機関における設備整備など、ソフト、ハード両面から医療体制の充実に向けた予算確保に努めております。

各事業に要する予算は、これまでの執行状況や医療機関等への要望調査を基に、適切に所要額を確保しております。

また、令和4年度当初における公衆衛生総務費については、前年度比18%増の497億858万円余の歳出予算を御承認いただきました。この中では、今年度から新たに、子供の虫歯有病者率の抜本的な解決を図る熊本県口腔保健支援センターの設置や、先天性代謝異常や難聴を早期に発見し療養するため、希望する全ての新生児が安心して検査を受けることができるよう、医療機関での検査費及び検査機器購入に対する助成などの予算を確保しており、コロナ禍においても、保健衛生分野の喫緊の課題に対する施策を着実に実施しております。

なお、これ以外にも、公衆衛生分野では、新たな感染症が発生した場合などの医療提供体制の充実強化を図るため、今年度からの新規事業として熊本大学病院に寄附講座を開設し、今後5年間で9名程度の感染症専門医の養成に取り組んでおります。

今後も、財政当局や関係機関と連携の上、健康福祉部全体でウィズコロナや新たな感染症に備え、必要な予算の確保に努めてまいります。

続きまして、健康福祉部の令和3年度決算の概要について御説明申し上げます。

お手元の決算特別委員会説明資料の1ページ、令和3年度歳入歳出決算総括表を御覧ください。

まず、歳入でございますが、一般会計、母子父子寡婦福祉資金特別会計及び国民健康保険事業特別会計を合わせまして、収入済額は2,933億4,049万円余で、調定額に対する収入率は99.9%となっております。

不納欠損額は526万円余で、内容は、児童

保護費負担金等でございます。

また、収入未済額は1億9,793万円余で、内容は、生活保護費返還徴収金、母子父子寡婦福祉資金貸付金償還元金等でございます。

次に、歳出でございますが、一般会計、母子父子寡婦福祉資金特別会計及び国民健康保険事業特別会計を合わせまして、予算現額は4,519億8,317万円余に対し、支出済額は4,204億5,262万円余となっております。

翌年度への繰越額は59億5,370万円余で、主に新型コロナウイルス感染症対策や社会福祉施設の整備等に関するものでございます。

また、不用額は255億7,684万円余で、内容といたしましては、新型コロナウイルス感染症に関する予算の実績額及び国民健康保険事業特別会計における県内市町村の保険給付費の実績額が見込みを下回ったこと等による執行残でございます。

なお、今年度定期監査の指摘事項といたしまして、国への交付金請求額の誤りによる収入未済事案がございます。当該案件につきましては、部内での事務処理の不手際によるものであり、チェック体制を見直し、再発防止に努めてまいります。

以上が健康福祉部の決算の概要でございます。詳細につきましては、この後、各課長が御説明いたします。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○山口裕委員長 引き続き各課長から説明をお願いします。

○井藤健康福祉政策課長 健康福祉政策課でございます。

まず、健康福祉部の本年度定期監査における指摘事項でございますが、医療政策課について、1件の指摘がございました。後ほど担当課長から説明いたしますので、よろしくお願いたします。

それでは、令和3年度の決算について御説明申し上げます。

決算特別委員会説明資料の2ページをお願いいたします。

まず、歳入についてですが、御覧いただいている2ページの使用料及び手数料から7ページの県債までのいずれにつきましても、不納欠損額、収入未済額はございません。

続きまして、8ページを御覧ください。

8ページ、ここからは歳出でございます。主なものについて御説明申し上げます。

まず、8ページ下段、社会福祉総務費ですが、支出済額は9億2,110万円余となっております。

主な事業は、備考欄に記載のとおりでございます。

なお、不用額1億3,924万円余につきましては、住まいの再建支援事業における助成事業の実績及び地域支え合いセンター運営支援事業の実績が見込みを下回ったことにより、執行残となったものでございます。

次に、9ページ下段、災害救助費でございます。

支出済額は28億5,571万円余となっております。

主な事業は、備考欄に記載のとおりでございます。

なお、不用額7億2,546万円余につきましては、災害救助事業及び国庫負担金返納金の実績が見込みを下回ったことにより、執行残となったものでございます。

次に、10ページをお願いいたします。

上段の公衆衛生総務費でございますが、支出済額は4,392万円余となっております。

主な事業は、備考欄に記載のとおりでございます。

なお、不用額841万円余につきましては、保健統計調査事務費及び地域保健医療推進協議会費に係る事務費の執行残などでございます。

続きまして、下段の保健所費は、県下10か所の保健所の運営に係る経費でございます。

支出済額は15億4,903万円余となっております。

なお、不用額826万円余は、人件費及び管理運営費に係る執行残などでございます。

以上が決算の概要になります。

続きまして、別冊の附属資料の1ページを御覧ください。

明許繰越事業について御説明申し上げます。

まず、上段の福祉総務費及び中段の保健環境科学研究所運営費につきましては、保健環境科学研究所において、新型コロナウイルス等の検査に使用する安全キャビネット用送風機が感染拡大の影響により入手困難となったため、それぞれ92万円余及び50万円の繰越しとなったものでございます。

なお、事業は、本年4月末に完了しております。

次に、県総合福祉センター管理費でございますが、995万円余の繰越しを行っております。

これは、県総合福祉センターの設備改修に必要な資機材が入手困難で入札不調となったため、4年度に繰り越して実施するものでございます。

健康福祉政策課は以上でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○椎場健康危機管理課長 健康危機管理課でございます。

まず、令和3年度の決算の説明をさせていただきます。

お手元の説明資料の12ページを御覧いただきたいと思っております。

まず、歳入につきまして、12ページから13ページにかけては使用料及び手数料、14ページから17ページにかけては国庫支出金、それから、17ページの中段の繰越金、下段の

諸収入とございますが、いずれも不納欠損額、収入未済額はございません。

続きまして、19ページをお願いいたします。

歳出につきまして、主なものを御説明させていただきます。

まず、上から3段目になりますけれども、公衆衛生総務費でございますが、支出済額が11億8,362万円余となっております。

主な事業は、備考欄に記載のとおりでございます。

なお、不用額4,526万円余につきましては、肝炎対策事業のうち、肝炎治療の医療費助成の申請件数が当初の予定を下回ったこと等によるものでございます。

続きまして、4段目の結核対策費でございますが、支出済額が3,270万円となっております。

不用額3,638万円余につきましては、結核患者医療費助成の申請及び検診費が当初の予定を下回ったことによるものでございます。

続きまして、20ページをお願いいたします。

予防費でございます。

支出済額が77億3,521万円余となっております。

主な事業は、備考欄に記載のとおりでございます。

なお、不用額68億1,879万円余につきましては、新型コロナウイルス感染症関連事業の実施におきまして、各種助成に係る申請件数が当初の予定を下回ったこと等による執行残によるものでございます。

主なものとしましては、ワクチン接種体制支援の関係で29億、県民広域接種センターの関係で4億、それから医療費、それから検査体制の整備に関するもので31億、保健所機能の強化関係で2億といったような内容となっております。

続きまして、21ページをお願いします。

2段目の食品衛生指導費でございますが、支出済額が5億121万円余となっております。

主な事業は、備考欄に記載のとおりでございます。

なお、不用額4,554万円余につきましては、コロナ禍による事業の見直しに伴う執行残によるものでございます。

続きまして、22ページをお願いいたします。

環境整備費でございますが、支出済額が2億7,585万円余となっております。

不用額2,418万円余につきましては、主に新型コロナウイルス感染症の発生に伴いまして、各種の講習会等の開催を見直す、あるいは犬、猫の譲渡会などの開催を見送ったことなどによりまして、執行残が発生したものでございます。

続きまして、別冊の附属資料の2ページをお願いいたします。

明許繰越事業について御説明をさせていただきます。

1段目の新型コロナワクチン接種体制支援事業でございますが、20億7,300万円を繰り越しております。

これは、新型コロナワクチンの追加接種の支援に要する経費でございますが、年度内の支出が完了しないため、繰越しをしたものでございます。

続いて、2段目でございます。

動物愛護推進事業でございますが、5,468万円余を繰り越しております。

これは、新動物愛護センターの整備事業に要する経費でございますが、造成工事等について年度内の完了が困難であったため、繰り越したものでございます。

造成工事につきましては現在工事を進めておりまして、今回の繰越し分については、10月末ぐらいには終わるということで報告を受けているところでございます。

健康危機管理課は以上でございます。
御審議のほどよろしく申し上げます。

○下村高齢者支援課長 高齢者支援課でございます。

令和3年度の決算について御説明をさせていただきます。

説明資料にお戻りいただきまして、23ページをお願いいたします。

まず、歳入についてですが、このページの使用料及び手数料、次のページの国庫支出金、25ページの繰越金及び諸収入の全ての歳入につきまして、不納欠損額及び収入未済額はございません。

続きまして、26ページをお願いいたします。

歳出について御説明いたします。

まず、民生費、社会福祉費の社会福祉総務費において、3,900万円余の不用が生じております。

これは、福祉系高校修学資金等貸付事業費補助などにおいて、執行額が当初の見込みを下回ったことによるものでございます。

次に、老人福祉費で23億5,100万円余の不用が生じております。

これは、令和2年度に慰労金支給などを全額国庫負担で実施しました新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業における確定処理後の残額などがございます。

次のページをお願いいたします。

老人福祉施設費で5億6,200万円余の不用額が生じておりますが、これは、介護基盤緊急整備等事業費や新型コロナ対策に係る簡易陰圧装置、換気設備支援事業などにおいて、実績額が当初の見込みを下回ったことなどによるものでございます。

続きまして、別冊のほうをお願いします。

別冊の附属資料3ページをお願いいたします。

繰越事業について御説明いたします。

まず、明許繰越しについてでございますが、3ページから4ページの1段目までの施設開設準備経費助成特別対策事業につきましては、4市町村分で合計1億5,600万円余の繰越しを行っております。

これは、需要の高まりにより資機材の入手に不測の日数を要したことによるものでございます。

次の段の新型コロナ対策分の掛かり増し経費を助成します介護サービス事業所等におけるサービス継続事業費で3億4,800万円余の、次の高齢者施設や保育所等の従業員に対して集中的検査を実施します高齢者施設等におけるクラスター発生防止対策事業で14億6,500万円余の繰越しを行っております。

これは、いずれも新型コロナウイルス感染症の長期化に対応するため、繰り越したものでございます。

次に、施設整備に係る分としまして、5ページの老人福祉施設整備等事業で1億6,000万円余の、2段目から6ページ2段目までの介護基盤緊急整備等事業で4市町村分合計4億5,300万円余の、6ページ3段目の介護施設等における簡易陰圧装置・換気設備支援事業で3,400万円余の繰越しを行っております。

これらは、いずれも需要の高まりにより資機材の入手に不測の日数を要したことによるものでございます。

次に、7ページの介護施設等の家族面会室における新型コロナウイルス感染症対策のための整備支援事業で9,100万円余の、2段目から8ページまでの老人福祉施設整備等事業経済対策分で合計3件、2,700万円余の繰越しを行っております。

これらは、いずれも国の経済対策を受けて2月補正で予算措置を行ったため、年度内の執行が困難となり、繰り越したものでございます。

最後に、9ページをお願いいたします。

事故繰越について御説明いたします。

介護施設における感染拡大防止ゾーニング環境等整備支援事業、3次補正分で1市分3,000万円余の事故繰越を行っております。

これは、需要の高まりにより資機材の入手が不測の日数を要したことや、工期の変更等が必要となったことによるものでございます。

ただいま報告させていただきました繰越しや事故繰越の事業につきましては、いずれも年度内の完了を予定しております。

引き続き進捗状況の管理に努めてまいります。

高齢者支援課は以上でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○本田認知症対策・地域ケア推進課長 認知症対策・地域ケア推進課の本田でございます。

令和3年度の決算について説明させていただきます。

説明資料の28ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますが、使用料及び手数料、国庫支出金、29ページの財産収入、繰越金、諸収入でございますが、いずれも不納欠損額、収入未済額はございません。

おめくりいただきまして、31ページをお願いいたします。

歳出について御説明いたします。

民生費、社会福祉費の老人福祉費でございますが、支出済額として279億333万円余となっております。

事業の概要につきましては、資料記載のとおりでございます。

翌年度繰越額1,824万円余でございますが、後ほど別冊の附属資料で御説明いたします。

1億3,036万円余の不用額が生じておりますが、介護給付費負担金交付事業の実績額が見込額を下回ったこと等による執行残でございます。

衛生費、公衆衛生費の公衆衛生総務費でございますが、支出済額として79万円余となっております。

事業の概要につきましては、資料記載のとおりでございます。

344万円余の不用額が生じておりますが、新型コロナウイルスの影響によりまして、各圏域で実施する在宅医療に係る地域会議が実施できなかったこと等による執行残でございます。

医薬費の医務費でございますが、支出済額として1,316万円余となっております。

事業の概要につきましては、資料記載のとおりでございます。

続きまして、別冊の附属資料の10ページをお願いいたします。

明許繰越事業の説明をさせていただきます。

「通いの場」における介護予防活動促進事業でございますが、1,500万の繰越しを行っております。

これは、新型コロナウイルスの影響により、高齢者の体力測定や身体機能の評価ができなかったことから、繰り越したものでございます。

本事業につきましては、1月末に事業完了の見込みでございます。

また、下段の事業につきましては、国の経済対策に伴う事業であり、通いの場のホームページ制作について、年度内の完了が困難なために繰り越したものでございます。

本事業につきましても、1月末に事業完了の見込みでございます。

認知症対策・地域ケア推進課は以上でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○原田社会福祉課長 社会福祉課でございます。

令和3年度の決算について説明をいたしま

す。

説明資料の32ページをお願いいたします。

まず、歳入について説明いたします。

32ページの使用料及び手数料、中段の国庫支出金から34ページ下段の財産収入までにつきましては、不納欠損額、収入未済額はございません。

35ページの諸収入につきまして、8,924万円余の収入未済額がございますが、これにつきましては、後ほど別冊の附属資料にて説明をいたします。

次に、36ページをお願いいたします。

歳出につきまして、主なものを説明いたします。

まず、民生費、中段の社会福祉総務費でございますが、支出済額は110億9,240万円余で、主な事業は、備考欄に記載のとおりでございます。

不用額2,269万円余のうちの主なものは、生活福祉資金貸付事業及び小規模法人ネットワーク化協働推進事業の執行残でございます。

次に、下段の遺家族等援護費でございますが、支出済額は6,513万円、不用額1,988万円余のうち主なものは、引揚者等援護扶助費及び特別給付金等支給事務費の執行残でございます。

37ページをお願いいたします。

生活保護費のうち、生活保護総務費でございますが、支出済額は10億7,872万円余で、主な事業は、備考欄に記載のとおりでございます。

不用額の1億7,788万円余のうち主なものは、生活困窮者自立支援金、新型コロナウイルスセーフティーネット強化事業及び生活困窮者総合相談支援事業の執行残でございます。

38ページをお願いいたします。

上段の扶助費でございますが、支出済額は37億9,531万円余で、不用額の6,906万円余

は、生活保護費所要額が見込額を下回ったことによるものでございます。

次に、下段の衛生費の精神保健費でございますが、これはひきこもり支援推進事業で支出済額は806万円余、不用額は118万円余で、新型コロナウイルス感染症の影響で研修会の開催ができなかったことなどによるものでございます。

以上が歳入、歳出の概要でございます。

続きまして、別冊附属資料の11ページをお願いいたします。

繰越事業について説明いたします。

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金ですが、これは国の補正予算による事業でありまして、市町村が住民税非課税世帯等に10万円を給付する事業に関する県の事務事業費につきまして、給付時期の関係で年度内の執行が困難なことから、繰越しをしているものでございます。

次に、19ページをお願いいたします。

収入未済について説明をいたします。

1の歳入決算の状況でございますが、生活保護費返還徴収金の収入未済額が7,922万円余、次の年度の年度後返納の収入未済額が110万円余となっております。

これは、債務者が生活保護受給中または生活困窮の状態にあることから、収入未済となっているものでございます。

令和3年度の収入未済額の増加の理由としましては、障害年金の遡及受給が発生した際に、遡及年金の振込の把握までに、返還対象となる収入の消費が進むなどしまして、未収金が増える結果となりました。

また、就労収入の無申告や過少申告による不正受給事案も発生しましたが、不正受給発見時には既に使い切るなどし、徴収に至らなかったものでございます。

また、収入も含めた生活状況の把握は、被保護者宅への訪問調査時に行いますが、新型コロナウイルス感染防止策として、直接の訪

問に代わり、電話連絡による生活状況の確認にならざるを得なかったことで正確な収入の把握が遅れたことも、収入未済額の増加理由の一つと考えております。

20ページをお願いいたします。

未収金対策でございますが、まず、発生防止策としまして、収入申告義務確認書を保護の開始時だけではなく毎年1回徴取するなど、収入申告義務の周知徹底を図るとともに、資産調査を年に2回以上行っております。

また、未収金削減に向けた取組としては、本庁に滞納整理員を配置し、回収に取り組むとともに、生活保護費との相殺を強化しております。

今後も、収入申告義務の徹底等による未収金発生の未然防止、それから、債権の早期発見、早期対応により収入未済額の縮減に努めてまいります。

次に、21ページをお願いいたします。

まず、歳入決算の状況でございますが、生活保護世帯進学応援資金貸付金回収金の収入未済額が880万円余、次の段の雑入の収入未済額、これは遅延利息分ですが、10万円余となっております。

本貸付けは、生活保護世帯から大学等への進学のため世帯分離した方へ生活費を貸し付けるもので、もともと厳しい状況の中で、卒業後も不安定な職に就いたり、失業あるいは精神疾患等の傷病の影響などにより生活が困窮し、償還が滞っているものでございます。

次に、収入未済額の推移でございます。

令和3年度の増加理由としましては、貸付期間が終了し、償還者が増加したことや生活の困窮により償還が滞っているためでございます。

次に、22ページをお願いいたします。

未収金対策の取組ですが、滞納発生前の防止策として、貸付申込時及び償還開始時に、借受人や連帯借受人と直接面談し、返済に関

する十分な意識づけを行うとともに、徴収活動に関しては、滞納者の滞納状況や生活状況等を把握した上で未収金の徴収活動を行ったところでございます。

今後も収入未済額の縮減に努めてまいります。

続きまして、33ページをお願いいたします。

不納欠損について説明いたします。

生活保護費返還徴収金につきまして、債務者の死亡による相続放棄や時効成立を理由として、合計で5件、180万8,000円の不納欠損処分を行っております。

社会福祉課は以上でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○木村子ども未来課長 子ども未来課でございます。

令和3年度の決算につきまして御説明申し上げます。

本体説明資料の39ページをお願いいたします。

まず、歳入につきまして御説明申し上げます。

最上段、分担金及び負担金の未熟児養育費負担金について収入未済がございます。後ほど別冊の附属資料で御説明いたします。

その下の使用料及び手数料の欄から、おめくりいただきまして、40ページからは国庫支出金が続いております。さらにおめくりいただきまして、43ページ下段の財産収入、そして44ページの繰入金、繰越金、諸収入まで、全て不納欠損、収入未済はございません。

続きまして、歳出につきまして、主なものを御説明いたします。

おめくりいただき、46ページをお願いいたします。

児童福祉総務費でございますが、6億6,319万円余の不用額が生じております。

これは、放課後児童クラブ等の新型コロナ

ウイルス感染症拡大防止事業等における実績額の減などによるものでございます。

翌年度への繰越額1億9,423万円余につきましては、後ほど別冊の附属資料で御説明をいたします。

続きまして、47ページをお願いいたします。

児童措置費につきましては、9億2,864万円余の不用額が生じております。

これは、子供のための教育・保育給付費、市町村の事業でございますが、この県負担金の実績の減によるものでございます。

次の児童福祉施設費につきましては、1億201万円余の不用額が生じております。

これは、特別保育総合推進事業等の実績額の減などによるものでございます。

下段の私学振興費につきましては、6,956万円余の不用額が生じております。

これは、認定こども園施設整備事業等における実績額の減などによるものでございます。

翌年度繰越額2,421万円余につきましては、後ほど別冊の附属資料で御説明をいたします。

続きまして、49ページをお願いいたします。

下段の民生施設補助災害復旧費につきましては、5億3,400万円余の不用額が生じております。

これは、令和2年7月豪雨の児童福祉施設等災害復旧事業における令和3年度内の実施分について、実績額が減になったことによるものでございます。

続きまして、別冊の附属資料をお願いいたします。

12ページでございます。

明許繰越事業4件について御説明いたします。

まず、最上段の放課後児童クラブ施設整備事業につきましては、2,438万9,000円を繰り越

しております。

これは、放課後児童クラブの施設整備に係る経費で、令和3年度中に3市町村4施設が着工したものの、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、資材等の需要が高まり、その入手に不測の日数を要したことにより、年度内に完了することができなかったものです。

現在は、ほぼ完了しております。

2段目の放課後児童健全育成事業等におけるICT化推進事業につきましては、2,117万5,000円を繰り越しております。

これは、コロナ禍における新たな日常に対応し、放課後児童クラブ等における業務のICT化を推進するための経費で、2月議会で補正予算を計上させていただいたものです。

令和3年度中には事業の実施ができませんでしたので、全額繰り越しております。

今年度の申請手続はこれからとなりますので、各施設のICT化支援に向け、市町村に働きかけを行ってまいります。

次に、3段目の放課後児童健全育成事業等感染拡大防止対策支援事業（経済対策分）について、1億4,866万9,000円を繰り越しております。

これは、放課後児童クラブ等を継続的に提供していくための感染防止対策に要する経費の補助で、こちらも2月議会において補正予算として計上させていただいたものです。

議決後、直ちに資材購入等が必要であった3市町村の80施設分につきましては、令和3年度中の事業を実施させていただき、残額を全額繰り越したものでございます。

今年度の申請手続はこれからとなりますので、こちらも各市町村に対し働きかけてまいります。

最後に、認定こども園施設整備事業費につきましては、1園の改築事業におきまして、2,421万6,000円を繰り越しております。

新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、技術者確保が難航し、年度内の事業完了が困難

となったものでございますが、工事につきましては、今月完了となっております。

続きまして、23ページをお願いいたします。

未熟児養育医療費の保護者負担金に係る収入未済について御説明申し上げます。

まず、1の歳入決算の状況につきましては、収入未済額2万8,000円となっております。

2の収入未済額の推移につきましては、令和元年度から令和3年度にかけて8万7,000円の減少となっております。

3の収入未済額の状況につきましては、債務者の方は3名で、内訳としては、分割納付中の方が1名、電話や文書による督促などになかなか応じていただけない方が2名となっております。

4の未収金対策でございますが、これらは平成25年度に市町村に事務が移管される以前の過年度分のみでございまして、昨年度も、全ての債務者の方について、市町村を通じて資産等の確認調査を行い、現況を把握した上で、納付見込みがある方に電話催告を実施しましたが、納付いただけませんでした。引き続き粘り強く回収に努めてまいります。

子ども未来課は以上でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○岩村子ども家庭福祉課長 子ども家庭福祉課でございます。

令和3年度の決算につきまして御説明を申し上げます。

説明資料の50ページをお願いいたします。

まず、一般会計の歳入につきまして御説明をさせていただきます。

一番上の分担金及び負担金の児童保護費負担金につきましては、児童の施設入所に伴う保護者の負担金でございますが、不納欠損と収入未済がございますので、後ほど別冊の附属資料で御説明をさせていただきます。

その下、使用料及び手数料の欄から、ページをおめくりいただきまして、52ページの下から2段目の繰越金の部分まで、不納欠損及び収入未済はございません。

52ページをお願いいたします。

一番下の貸付金元利収入の要保護児童進学応援資金貸付金回収金につきましては、収入未済がございますので、後ほど附属資料で御説明をさせていただきます。

53ページをお願いいたします。

一番下の年度後返納につきましては、児童扶養手当の過年度分の返納金等でございます。

収入未済がございますので、後ほど附属資料で御説明をさせていただきます。

54ページをお願いいたします。

一般会計の歳出につきまして、主なものを御説明させていただきます。

中段の社会福祉施設費につきましては、1,153万円余の不用額が生じております。

これは、女性一時保護管理運営費等の実績額が見込みを下回ったことによるものでございます。

下段の児童福祉総務費につきまして、1億432万円余の不用額が生じております。

これは、国庫支出金精算返納金が見込みよりも少なかったことなどによるものでございます。

55ページをお願いいたします。

上段の児童措置費につきまして、2億3,498万円余の不用額が生じております。

これは、児童養護施設等への入所及び里親委託に係る措置費等の実績額が見込みを下回ったことによるものでございます。

下段の母子福祉費につきましては、1億1,646万円余の不用額が生じております。

これは、低所得の子育て世帯生活支援特別給付金等の実績額が見込みを下回ったことによるものでございます。

56ページをお願いいたします。

児童福祉施設費につきましては、1億9,704万円余の不用額が生じております。

これは、児童養護施設等における新型コロナ対策支援等の実績額が見込みを下回ったことによるものでございます。

翌年度繰越しにつきましては、後ほど附属資料で御説明いたします。

続きまして、57ページをお願いいたします。

母子父子寡婦福祉資金特別会計の歳入でございます。

上段の繰越金につきましては、令和2年度からの繰越金でございます。

中段の資金貸付金償還元金と最下段の年度後返納で収入未済がございますので、後ほど附属資料で御説明をさせていただきます。

58ページをお願いいたします。

歳出でございます。

母子父子寡婦福祉資金につきましては、2,837万円余の不用額が生じておりますが、これは、貸付実績額が見込みより少なかったことによるものでございます。

続きまして、別冊の資料をお願いいたします。

13ページをお願いいたします。

明許繰越事業につきましては、主なものを御説明いたします。

上から2段目の清水が丘学園整備事業につきまして、5,241万7,000円を繰り越しております。

これは、基本設計、児童棟の詳細設計及び造成設計に時間を要したためでございます。

次に、上から3段目の児童養護施設等における新型コロナ対策支援事業（経済対策分）につきまして、2億3,126万7,000円を繰り越しております。

これは、児童養護施設などにおける新型コロナウイルスの感染症拡大防止対策に要する経費で、国の経済対策分の補正予算として2月補正予算に計上させていただいたもので

す。

令和3年度中には事業の実施ができませんでしたので、全額繰越しをさせていただいております。

このページに記載の事業につきましては、いずれも今年度の3月末までに事業完了の予定でございます。

続きまして、24ページをお願いいたします。

収入未済につきまして御説明をさせていただきます。

児童保護費負担金の収入未済でございます。

これは、児童養護施設等への入所措置に伴う保護者の負担金でございます。

まず、1の歳入決算の状況につきまして、不納欠損額が319万3,000円、収入未済額が3,708万7,000円となっております。

児童保護費負担金は、児童福祉法に基づき、保護者の所得に応じた負担が定められておりますが、そもそも保護者が虐待を否定するなど児童の施設入所に納得していないケースがある、生活に困窮している世帯が多いといった事情により徴収が難しいケースがございまして、収入未済が発生してしまったところでございます。

2の収入未済額の過去3か年の推移でございますが、令和3年度は、前年度から額にして88万3,000円の増となっております。

3の収入未済額の状況でございますが、債務件数は4,075件、そのうち分割納付中が2,130件で、全体の5割を占めております。また、非協力的なケースが1,709件、生活困窮が76件という状況でございます。

4の未収金対策でございます。

預金調査を実施しておりますが、預金等がなかったため、文書等による催告を継続的に実施しております。

未然防止対策につきましては、新規ケースについて、施設入所時の保護者説明の徹底、

口座振替手続の推奨などの取組を行っております。

すぐには削減はなかなか難しい状況でございますけれども、地道に丁寧にコンタクトを切らさないよう、引き続き未収金の解決に努めてまいります。

25ページをお願いいたします。

上段の要保護児童進学応援資金につきましては、児童養護施設等を退所し、大学等へ進学する児童に対しまして生活資金を貸し付ける制度として、平成27年度まで実施していた事業でございます。

収入未済額が28万円生じております。

2段目の年度後返納は児童扶養手当の返納金で、年金受給等により手当の受給資格を失った後にも手当を受け取られていたため、返納が生じたものでございます。

収入未済額が1,736万4,000円となっております。

次に、2の収入未済額の過去3か年の推移でございますが、応援資金につきましては平成30年度から未収金が発生し、昨年度は未収金の増減はございません。

児童扶養手当返納金は、令和3年度は、前年度から26万6,000円の減となっております。

26ページをお願いいたします。

3の収入未済額の状況につきまして、応援資金の債務者は1名でございます。

児童扶養手当返納金につきましては、債務者は60名で、全員が分割納付中でございます。

4の未収金対策につきまして、2つの債権とも債務者と丁寧に連絡を取りながら、納付の勧奨と確認に努めております。

また、児童扶養手当返納金につきましては、訪問回数、催告回数を増やすなどの取組強化を促し、各福祉事務所におきましては、夜間の催告、分納計画の見直し、家庭訪問等を実施しております。

本庁から福祉事務所へのヒアリングで、個

別ケースへの助言も行っております。

また、障害年金等の遡求認定による返納が多いことから、年金事務所への年金受給一斉照会を実施し、高額返納債権の発生抑止に努めております。

27ページをお願いいたします。

特別会計の収入未済でございます。

上段の母子父子寡婦福祉資金貸付金につきましては、母子家庭等に対し修学資金や生活資金などを貸し付けるもので、償還金の収入未済額が4,168万9,000円生じております。

次の段の年度後返納につきましては、学校を中退した場合など、その貸付けの中止時に発生するもので、収入未済額は141万9,000円となっております。

次に、2の収入未済額の過去3か年の推移でございますが、前年度から約114万円増加しております。

28ページをお願いいたします。

3の収入未済額の状況でございますが、債務者は合計で316名、そのうち約7割の236名が分割納付中でございます。そのほかは、生活困窮が45名、所在不明が26名という状況でございます。

次に、4の未収金対策につきまして、下から2番目のポツでございますが、債務者を徴収の困難性により4分類に分けて管理することで、効率的な徴収活動の実施に取り組んでおります。

少しページが飛びますけれども、34ページをお願いいたします。

不納欠損でございます。

児童保護費負担金につきまして、備考欄に記載しておりますとおり、債務者の生活困窮等により債権が消滅したため、625件、319万3,000円を不納欠損処理しております。

子ども家庭福祉課は以上でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○米澤障がい者支援課長 障がい者支援課で

ございます。

令和3年度の決算の説明をさせていただきます。

説明資料にお戻りいただきまして、59ページをお願いいたします。

まず、歳入について、主なものを御説明いたします。

まず、分担金及び負担金についてですが、児童保護費負担金で不納欠損額が26万円余、収入未済額が639万円余となっています。

2段下のこども総合療育センター負担金についても、収入未済額が14万円余となっています。その詳細につきましては、後ほど別冊の附属資料で御説明させていただきます。

次に、1枚おめくりいただきまして、60ページからの使用料及び手数料につきましては、不納欠損額及び収入未済額はございません。

これと同様に、61ページ下段からの国庫支出金から64ページまでこれが続きますけれども、これにつきましても、不納欠損、収入未済額はございません。

飛びまして、65ページをお願いいたします。

65ページからは、財産収入、下段の寄附金に続きますけれども、1枚おめくりいただきまして、66ページの上段、繰越金、こちらにつきましても、不納欠損額及び収入未済額はございません。

66ページ中段の諸収入につきまして御覧ください。

こちらにつきましても、67ページにございます各種団体精算返納金で収入未済額が49万円余になっております。この詳細は、後ほど別冊の附属資料で御説明させていただきます。

続きまして、68ページをお願いいたします。

歳出について、主なものを御説明いたします。

68ページ、障害者福祉費でございますけれ

ども、14億506万円余の不用額が生じております。

これは、備考欄に記載のとおり、主に令和2年度からの繰越事業でございます。

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金事業というものがございますけれども、こちらの実績が見込みを下回ったことによるものでございます。

続きまして、69ページ中段の児童措置費でございますが、3,472万円余の不用額が生じております。

これは、主に障害児の施設への入所または通所の利用実績が見込みを下回ったことによるものでございます。

次に、下段の児童福祉施設費において4,505万円余の不用額が生じております。

これは、主にこども総合療育センターにおいて、措置入園児の数が見込みを下回ったことによるものでございます。

次に、1枚おめくりいただきまして、70ページ御覧ください。

中段の精神保健費において4,284万円余の不用額が生じております。

これは、主に精神保健医療費の実績が見込みを下回ったことなどによるものでございます。

駆け足で恐縮でございます。

続きまして、別冊資料を御覧ください。

14ページをお願いいたします。

14ページから明許繰越しについて御説明させていただきます。

14ページ、1段目の更生相談所施設設備事業、こちらにつきましても、福祉総合相談所にあります更生相談所におきまして、聴力検査などの検査機器に要する経費として、新型コロナウイルスの影響により資機材の入手に不測の日数を要したために繰越しをさせていただいたものでございます。

こちらにつきましても、既に納品が行われ、完了しているところでございます。

2段目の福祉センター設備等改修事業でございますけれども、こちらは熊本県身体障害者福祉センターにおきます男子トイレの自動水栓化などの感染防止対策に要する経費でございます。需要の高まりにより資材等の入手に不測の日数を要したために繰越しをさせていただいたものでございます。

こちらにつきましては、現在入札が終わっておりまして、今年度中には完了の予定というところでございます。

3段目、障害福祉分野のICT・ロボット等導入支援事業(R3経済対策分)、こちらにつきましては、国の経済対策を受けて2月補正で予算措置を行わせていただいたものでございますけれども、年度内の執行が困難となり、繰越しをさせていただいたものでございます。

いずれも本年度内には完了予定というところでございます。

14ページから16ページにかけまして、障がい者福祉施設整備費が幾つかございます。

14ページ目下段の通常の施設整備費でございますけれども、1施設で2,460万円余の繰越しをさせていただいたところでございます。

こちらにつきましては、資材の確保等に不測の日数を要したことによるものでございます。

既に完了しているところでございます。

15ページでございます。こちらの4施設で、これは国の経済対策分によるものでございますけれども、合計で1億4,665万円余を繰越しさせていただいております。

国の経済対策を受けまして2月補正予算で予算措置を行わせていただいたため、年度内の執行が困難となり、繰越しをさせていただいたものでございます。

いずれも今年度中には完了予定というところで進めているところでございます。

16ページ御覧ください。

上段の施設整備につきましては、コロナ対策分ということで、1施設389万円余の繰越しを行っております。

こちらにつきましても、年度内の措置が困難となったことから繰越しをさせていただいたものでございまして、こちらにつきましては、既に完了しているところでございます。

16ページ目下段の精神保健福祉センター維持補修費についてでございますけれども、同センターにおきます男子トイレの自動水栓化などの感染対策に要する経費でございます。需要の高まりにより資材の入手が困難になったことから繰越しをさせていただいたものでございます。

こちらにつきましては、現在入札が終わっておりまして、年度内の完了予定というところでございます。

17ページを御覧ください。

事故繰越しにつきまして御説明させていただきます。

障がい者福祉施設整備費で1億9,654万円余の事故繰越しを行っているところでございます。

これは、浸水想定区域内からの移転新築工事を行う整備費でございますけれども、新型コロナウイルスの感染拡大等の影響によりまして、関係機関との協議に時間を要したことから、年度内での事業完了が困難となったために、やむを得ず事故繰越しをさせていただいたものでございます。

今年度中には、事業完了予定というところで調整をさせていただいております。

続きまして、飛びまして、29ページを御覧ください。

収入未済につきまして御説明させていただきます。

1の歳入決算の状況を御覧ください。

29ページは、児童保護費負担金につきましてはの御説明でございます。

収入未済額欄にございます639万円余の収

入未済が発生しております。

これは、障害児を児童養護施設等へ入所措置した際に伴う扶養義務者の負担金でございます。

3の収入未済額の状況に記載がございますとおり、債務件数は合計1,259件でございますが、うち894件は分割納付中で、残りは、生活困窮や措置自体を不服として協力が得られないなどの理由によりまして、納入がなされていないものでございます。

1枚おめくりいただきまして、30ページを御覧ください。

1の歳入決算状況欄に記載がございますとおり、こども総合療育センター負担金の項目でございます。

こちらにつきましては、収入未済額の欄に記載があります14万円余の収入未済が発生しております。

これは、先ほどの児童保護費負担金のもののこども総合療育センター版でございます。3の収入未済額の状況のとおり、債務件数は18件であり、協力が得られないなどの理由によるものでございます。

29ページの児童保護費負担金、30ページのこども総合療育センター負担金の未収金対策につきましては、4に記載がございますとおり、福祉総合相談所に徴収専門員を配置し、電話や文書による催告、預金調査等を実施して徴収促進に努めているところでございます。

また、新たな債務発生を抑制するために、負担金制度の仕組みについて十分説明を行うほか、口座振替などを勧奨させていただいているところでございます。

今後も、引き続き未収金額の縮減に努めてまいりたいと考えております。

31ページをお願いいたします。

こちらにつきましては、1の歳入決算の状況欄を御覧ください。

各種団体精算返納金でございます。

これで49万円余の収入未済となっております。

これは令和2年度の国庫補助金の返還金でございます。3の収入未済額の状況のとおり、債務件数は2件、うち1件は既に納付がなされており、現在、14万円余が収入未済となっております。

返還対象となりました事業所は廃止しており、法人代表者の生活困窮を理由に収入未済となっているところでございますけれども、分割納付の申出が御本人からございまして、分割納付の計画書を提出していただいているところでございます。

当課といたしましては、計画どおりの納付が行われますよう、進捗管理を徹底していきたいというふうに考えております。

最後に、不納欠損について御説明させていただきます。

飛びまして、35ページをお願いいたします。

先ほど御説明いたしました児童保護費負担金に係る不納欠損が8名分、76件、合計で、一番下の欄でございますけれども、26万7,000円を生じているところでございます。

これは、債務者の生活困窮等により、再三の督促にもかかわらず、時効が成立してしまい、債権が消滅したものでございます。

障がい者支援課は以上でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○阿南医療政策課長 医療政策課でございます。

初めに、本年度の定期監査において指摘事項がございますので、御説明いたします。

お手元の資料のうち、1枚紙の監査結果指摘事項をお願いいたします。

指摘事項は、交付金の収入未済について「国への交付金請求額を誤り、収入未済が生じている。交付金の請求手続においては、請求額に漏れが生じないよう、組織的なチェッ

クを徹底するなど、再発防止策を講じることに。」でございます。

事案の概要となります。

国の新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金を財源とします令和2年度新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業につきましては、令和2年度に国から交付決定を受け、事業を執行しております。

ただし、18病院、うち精神病院は6病院ございますが、令和2年度中に事業が完了せず、令和3年度へ繰越処理を行った上で、県は、当該18病院に8億4,720万円余を補助金として支払っております。

なお、この事業予算は当課で計上しておりますが、うち精神病院分は、担当課である障がい者支援課へ予算を令達し、障がい者支援課において、6つの精神病院へ2億3,825万円余を補助金として支払っております。

令和4年3月、交付金全体取りまとめを行う健康福祉政策課が、国への概算払い請求額について部内関係各課へ照会を行った際、当課は、当課執行分のみの照会と誤認し、障がい者支援課執行分を除く12病院分、6億895万円のみを報告を行いました。健康福祉政策課は、それを全体額の報告として取り扱い、国に請求し、同額を収納いたしました。

令和4年6月、本事業の実績報告額を取りまとめた際に、今般の請求漏れとして、6精神病院分、2億3,825万円余が判明しました。

裏面をお願いします。

対応状況でございます。

請求漏れ判明後、直ちに厚生労働省へてんまつを報告するとともに、令和4年度中の追加交付を要望しております。

これに対し、厚労省は、年内をめどにということ、追加交付について検討いただいているところでございます。

追加交付をいただけるよう、引き続き要望

を継続してまいります。

また、請求漏れに至った原因を分析しますと、課内で会計処理自体の理解や組織的なチェックが不十分だったことによります。所属長としまして、深くおわびする次第でございます。

請求漏れ判明後、課内で話し合い、1、国への概算払い請求は、令達先の所属分も含め、予算計上課が責任を持って行うルールを徹底すること、2、事業担当班では、令達先分を含めた予算執行管理表を作成し、国への概算払い請求の際には、総務班は、事業担当班から回議された額を改めて歳入歳出予算執行表で確認する組織的なチェックを徹底することなどの再発防止策を定め、関係課とも共有し、今後同様の事例が発生しないよう、より緊張感を持って適正な事務の執行に努めてまいります。

次に、資料変わりました、説明資料の72ページをお願いします。

令和3年度決算の状況について御説明いたします。

まず、歳入について御説明いたします。

使用料及び手数料、国庫支出金については、不納欠損額、収入未済額はありますが、73ページを飛ばしまして、74ページをお願いします。

上から1段目の新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金については、予算現額と収入済額との比較欄の53億9,892万円余について、冒頭に御説明しました請求漏れ分の2億3,825万円余が含まれております。

次に、財産収入、繰入金については、不納欠損額、収入未済額はございません。

75ページをお願いします。

諸収入ですが、下から2番目の看護師等修学資金貸付金償還金につきましては、379万円余の収入未済額がございます。この詳細につきましては、後ほど附属資料で説明させていただきます。

次に、歳出について御説明いたします。

76ページをお願いします。

公衆衛生総務費について、翌年度繰越額は8,735万余ございますが、こちらも後ほど附属資料で御説明いたします。

また、不用額は1億7,774万余ございますが、医師確保総合対策事業など、医師確保や医療機能強化のための事業に係る所要額が当初の見込みを下回ったことによるものでございます。

77ページをお願いします。

予防費について、不用額が74億3,098万余ございます。

医療機関の設備整備や入院病床確保など、新型コロナ関係事業の所要額が当初の見込みを下回ったことによるものです。

78ページをお願いします。

医務費について、不用額が1,307万余ございますが、へき地医療施設運営費補助などの地域医療対策関係事業の所要額が当初見込みを下回ったことによるものでございます。

次の保健師等指導管理費について、不用額が6,158万余ございますが、看護職員確保総合推進事業などの看護職員等の確保関係事業の所要額が当初見込みを下回ったことによるものでございます。

次に、資料変わりました、附属資料の18ページをお願いいたします。

繰越事業について御説明いたします。

病床機能分化・連携推進事業の3つの事業を繰り越しております。

事業内容としましては、地域医療構想に基づき、病床の再編に取り組んでいる天草市の3つの公立病院における施設設備整備への助成となります。

これら3病院では、昨年度から事業に着手しておりましたが、必要な資材、例えば給湯器などの調達が新型コロナの影響で遅れたことにより、年度内の完了ができなかったものでございます。

現在の進捗状況につきましては、新和病院、河浦病院の事業を完了しております。栖本病院は、10月までに事業完了予定でございます。

次に、収入未済について御説明いたします。

32ページをお願いいたします。

1の歳入決算の状況ですが、看護師等修学資金貸付金償還金の収入未済額は379万円余ございます。

この貸付金は、看護学校を卒業後、県内の病院や診療所等において、3年または5年間継続して看護業務に従事した場合は、返還が免除されます。ただし、看護師等免許が取得できなかった場合や、看護業務に従事したものの、3年または5年の義務年限中に対象医療機関を退職した場合などについては、貸付金の返還義務が生じるものでございます。

3の収入未済額の状況ですが、令和3年度末時点で滞納者は9名でして、返還義務が生じたものの、経済的な状況等により返還が滞った方となっております。

4の未収金対策でございますが、1の新たな未収金を発生させない取組として、(1)、(2)では、貸与者には貸付申請時から本事業の趣旨やルールの意識づけを徹底し、(3)では、返還義務が生じた方で返還の納期限が過ぎた場合には、直ちに当課から早期履行を求める連絡を行うことを徹底しております。

こうした効果もあり、令和3年度に新たな未納者は発生しておりません。

次の2の過年度からの滞納者対策としまして、令和3年度当初は11名いましたが、定期的に電話をかけたリ自宅などの訪問により、現在の収入状況等を聴取した上で、分割により納入可能な額を協議し、返済計画の見直し等を行っております。

こうした取組の結果、昨年度は2名の方が完納いただきました。

引き続き、新たな未収金の発生防止と滞納

の累積防止に努めてまいります。

医療政策課は以上です。

御審議のほどよろしく申し上げます。

○池永国保・高齢者医療課長 国保・高齢者医療課でございます。

令和3年度の決算について説明させていただきます。

説明資料にお戻りいただきまして、79ページをお願いいたします。

まず、一般会計の歳入についてですが、財産収入、繰入金、諸収入について、いずれも不納欠損額、収入未済額はございません。

ページをめくっていただいて、80ページをお願いいたします。

一般会計の歳出について、主なものを御説明いたします。

下段の国民健康保険事業特別会計繰出金につきまして、不用額4,347万円余が生じております。

これは、県の法定負担金でございます市町村への保険給付費の実績額が見込額を下回ったためでございます。

次に、81ページをお願いいたします。

国民健康保険事業特別会計でございます。

歳入につきまして、いずれも不納欠損額、収入未済額はございません。

主なものを御説明いたします。

中段の国庫支出金、療養給付費等負担金につきまして、予算現額と収入済額との差が24億6,437万円の増となっております。

これは、国の概算交付金の増額によるものでございます。

ページをめくっていただいて、82ページをお願いいたします。

上段の調整交付金につきまして、予算現額と収入済額との差が3億3,189万円余の増となっております。

これは、普通調整交付金の配分増によるものでございます。

下段の一般会計繰入金につきまして、予算現額と収入済額との差が4,347万円余の減となっております。

これは、先ほど申し上げました80ページの一般会計から特別会計への繰出金と同じものでございます。

次に、83ページをお願いいたします。

下段の繰越金につきまして、予算現額と収入済額との差が28億4,521万円の増となっております。

これは、先ほど申し上げました療養給付費等負担金について、国の概算交付額が見込みを上回ったことに伴い、繰越金も増額しております。

ページをめくっていただいて、84ページをお願いいたします。

国民健康保険事業特別会計の歳出でございます。

国民健康保険運営費につきまして、不用額9億4,824万円余が生じております。

これは、予算を計上する際に見込んだ医療費よりも実際の医療費が下回ったことから、医療費に連動します国保保険給付費等について、実績額が見込みを下回ったためでございます。

医療費を見込むのはかなり難しい作業ですが、今後とも、よりの確な見込みに努めてまいります。

翌年度明許繰越し等はございません。

国保高齢者医療課は以上でございます。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○岡健康づくり推進課長 健康づくり推進課でございます。

令和3年度の健康づくり推進課の決算について御説明いたします。

まず、一般会計の歳入につきまして御説明いたします。

説明資料の85ページをお願いいたします。

使用料及び手数料、国庫支出金、そして、おめくりいただきまして、86ページの諸収入がございますが、これらは、いずれも不納欠損額、収入未済額はありません。

次に、一般会計の歳出でございます。88ページをお願いいたします。

衛生費でございます。

公衆衛生総務費の主な事業は、備考欄に記載しているとおりでございます。

不用額に7億8,211万円が生じておりますが、そのうち、主なものは、指定難病医療費や原爆被爆者に対する手当の支給額が見込みを下回ったことによる執行残、そして、軽症者等療養支援体制整備事業の新型コロナの療養施設運営に係る経費額が見込みを下回ったことによる執行残でございます。

続きまして、89ページの下段をお願いいたします。

国民健康保険事業特別会計繰入金でございます。

これは、特定健診等や糖尿病に関する事業で、不用額に172万円余が生じておりますが、これは糖尿病対策事業に関わるもので、新型コロナの影響で保健所関連の事業の中止による執行残でございます。

次に、90ページをお願いいたします。

国民健康保険事業特別会計について御説明いたします。

歳入につきましては、国庫支出金、繰入金、繰越金がございますが、これらは、いずれも不納欠損額、収入未済額はありません。

次に、歳出でございます。

91ページをお願いいたします。

公衆衛生総務費でございます。

これは、国保ヘルスアップ支援事業に係るもので、不用額に1,539万円余が生じておりますが、事業に係る報償費や委託料の執行残でございます。

健康づくり推進課は以上でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○樋口薬務衛生課長 薬務衛生課でございます。

説明資料の92ページをお願いいたします。

一般会計の歳入について御説明いたします。

説明資料92ページの使用料及び手数料、92ページから93ページにかけて国庫支出金及び諸収入、いずれも不納欠損額、収入未済額はございません。

めくっていただきまして、94ページをお願いいたします。

歳出について、主なものを御説明いたします。

上段の公衆衛生総務費につきまして、1億5,438万円余の不用額が生じております。

これは、新型コロナウイルス感染症に伴います軽症者等宿泊療養事業の借り上げ実績が見込みを下回ったことによるものでございます。

次に、95ページをお願いいたします。

下段の薬務費につきまして、787万円余の不用額が生じております。

これは、主に薬価等基準調査費、医薬品検査及び一斉取締り費の実績額が見込みを下回ったことによるものでございます。

薬務衛生課は以上でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○山口裕委員長 以上で健康福祉部の説明が終わりました。

それでは、質疑を受けたいと思います。

質疑はありませんか。

○前川収委員 まず最初に、監査の指摘事項の部分について、請求を怠ったというんですかね、2億3,800万円分が請求漏れということになったということでもあります。

最近、よく誤納付とか誤請求、いわゆる入れる必要がないところに入れたりとか、入れ

なきやならないところに入れなかったりとかという公的な機関の中でそういう話があって、受け取った先が返さないとか、もしくは、そういう刑事事件にまで発展しているような役所と絡みの話がよくあります。

コロナで大変忙しい中で大変だったというふうには思いますが、相手が国であるから、この誤請求分を、請求しなかった分を改めて見てあげるだろうという予測の中にあるわけでありまして、もしこれが民間だったら、請求していないのに何で払わないかんかという話になる可能性がとても高いというふうに思っておりますので、ぜひこういうことが今後ないように、これは当課だけではなくて、健康福祉部だけでもないと思います。医療政策課だけの話じゃなくて、全体的に、忙しいところはよく分かりますが、ダブルチェックをしっかりとやっていけば、多分防げることだったろうというふうに思っておりますので、ぜひその点について、今後そういうことがないようにしっかりとした対策を、反省だけじゃ駄目なんで対策を打っていただきたいというふうに思っておりますが、部長、いかがですか。

○沼川健康福祉部長 もうおっしゃるとおりでございます。今までも、このコロナ禍前にも、これは忙しさだけにかまけてこういうことが起こったというんじゃないで、おっしゃるように、チェックがどうしてもやっぱり、忙しくなると二重チェックをすべきところがおろそかになる、こういうことがもう間々あって、そういった中で、今回特に額が大きい、また、実質的に国からこの分を交付いただけるかもまだ決まってもいないということで、肝に銘じまして、発覚した時点から、今回コロナで、毎回補正とか専決でも予算を組ませていただいておりますが、この医療に限らず、部内も、それから県庁全体でこういったことがないように徹底していきたいと思っ

ております。

このたびは誠に申し訳ございませんでした。

○前川収委員 よろしくお願ひします。

委員長、いいですか。

それでは、具体的な内容について少し質問させていただきたいと思ひます。

各課にわたっていますが、具体例がないと話がしにくいので、とりあえず、20ページの健康危機管理課、一般会計歳出に関する調べの中で、例えば、予防費において68億1,800万円余の不用額が発生しております。

この課に限らずですけれども、ずっと見てみると、これは毎年なのかどうなのか、私は久しぶりに決算委員会に入ったのでよく分からないのですが、かなり多額の不用が生まれているなということ、この決算書を見れば私だけじゃなくて感じているんだろうと思ひます。

おっしゃった理由の中にはコロナという部分があって、コロナで予算は要るのに、コロナ以外の事業においては、なかなか病院に行かないとか、行きづらくなっているとか、そういう理由もあるのかなというふうには思ひますが、そもそも需要見込みをきちっと立てることは、健康の話ですから、なかなか厳しいという部分があることはよく分かりますが、その全体的な原因、不用額が大きかった原因について教えていただければというふうに思ひます。

それと同時に、今度は、繰越しがやっぱり増えておりまして、繰り越すこと自体は、私はそんなに悪いことではないと思ひます。

ただ、理由が幾つかあって、補正予算で、2月補正で、すぐその年度中にその事業を消化しろというのはもう不可能ですから、これは正当な、正当な繰越しというとおかしいけれども、正当なものだというふうに思っ

ます。

ただ、同時に、コロナによって資材とか人材の確保で不測の日程がという理由もたくさんありますし、需要の高まりによる資機材の入手に不測の日数が要したということもあります。

これは去年もそうだったと思いますけれども、世界全体の経済そのものが、なかなか不透明になってきた。今はもっと不透明というふうに思っていますけれども、いろんな、例えば車を1台買うにしても何年も待たなきゃならないとか、そういう情報が我々、ちまたにあふれているわけですね。そういうときに、様々な事業をやろうとする中で、会計年度できちっと縛りながらやっていけるのかなというのは、とても不安に思っているところでもあります。

そこでであります、仮に今御報告いただいた分は、ほとんどが一回繰り越して年度内消化ということで、1件だけ事故繰りがあったみたいですが、この後、事故繰りが相当増えるんじゃないかなと。つまり、経済状況、コロナですね、国際情勢、そういったものからすれば、いわゆる資材がないという状況が生まれてくる。あわせて、資材が高騰しているということ。このことも考えれば、なかなか受けても資材がなくて、さあ資材が入るぞというときには、契約金額の倍ぐらいの値段にもう上がってて、どうしようもないとか、非常に現実的な話として、そういうことがあり得るというふうに思いますけれども、その対策をどうなさるのがもう1点。

そして最後に、もう1つ、49ページ、民生災害復旧費、支出済額と不用額、予算現額から比べると、もう大量のというか、これはもう何もできなかったのかなというような不用が生じております。4,900万円支出で、予算は5億3,400万ということで、大量のこれは見込み不足なのか何なのかよく、実績額を下回ったということですから、災害復旧、これ

をちょっと理由だけ教えてください。

もう1つ、最後に、不納欠損をなさっていらっしゃると思います。これはもう仕方ないと思っています。何年かたって、どうしても払えない、ただ、その基準、欠損に持っていく基準というのをちょっと教えてもらえればというふうに思います。

各課において事業別で見れば、例えば、別冊34ページ、子ども家庭福祉課でいけば、不納欠損で平成20年から28年までの額を625件、319万3,000円を不納欠損処分されています。

次の下のページで見ると、障がい者支援課においては、23年から28年の76件を26万7,000円かな、を不納欠損なさっていらっしゃるけれども、どうすれば不納欠損するの。例えば何年たったら不納欠損ですとか、債権者がいなくなった、なくなったというのはお亡くなりになったとか、その後誰もいないとか、そういうことがあると思いますので、その理由を教えてください。

○井藤健康福祉政策課長 健康福祉政策課でございます。

まず、最初に御質問いただきました不用額の関係でございます。

健康福祉部の不用額でございますけれども、こういったコロナの状況がない通常の年度ですと、大体歳出予算額に対して3%程度で不用額が推移しているというような状況でございます。

令和3年度につきましては、それが5.6%ということで上昇しているという状況でございます。その要因でございますけれども、先ほどから新型コロナというふうな話がございましたが、この感染状況の見極めがなかなか難しいというような状況がある中で、いつ、何が起きても対応できるような、そういった万全の体制を取っていかないといけないというふうな状況がございまして、待ち受け的な

部分もちょっとありましたけれども、予算についてはきちんと対応していく必要があるということで、結果として5.6%の不用額が生じたというふうな状況でございます。それがまず1点目でございます。

それから、2点目の繰越しでございます。

繰越しの主な内容でございますけれども、先ほど委員のほうから御指摘ございました国の補正予算ということで、実質的には2月補正で計上して、16か月予算みたいな形で執行するというので、繰越しが自動的に生じてしまうというふうなところもございます。

ただ一方では、先ほどの資材の高騰という中で、もう1つ、資材がなかなか不足していると。特に多かったのが、半導体が割と設備関係では必要になってくると。その半導体不足というのも、今回その繰越しの主な要因として実は大きく関わっているという部分がございます。将来的にその資材が高騰するとか、そういったなかなか将来予測は非常に難しい部分ありますけれども、それをなるべくそのアンテナを高くして、その辺の今後の状況あたりについてはしっかりと見極めながら、今後の予算措置、もしくはその繰越しの対応に反映していきたいというふうに思っております。

健康福祉政策課からは以上でございます。

○木村子ども未来課長 子ども未来課でございます。

49ページの民生災害復旧費についての御質問についてお答えいたします。

この民生災害復旧費につきましては、令和2年7月豪雨に係る児童福祉施設等災害復旧費補助金でございますが、実は、この4,993万6,000円分といいますのが、保育所3施設と認定こども園3施設、合計6施設分でございます。残り、不用となりました5億3,400万円分につきましては、移転を伴う3つの保育園がございまして、この保育園の分につき

ましては、令和3年度以降に国の災害査定が行われることとなりましたために、不用額と一旦させていただきました。

今年度当初で予算化をさせていただいております。3園とも既に園の復旧ができております。

以上でございます。

○岩村子ども家庭福祉課長 子ども家庭福祉課でございます。

不納欠損につきまして御説明を申し上げます。

34ページと35ページの児童保護費負担金につきましては、児童養護施設等への入所措置ですとか、里親さんへの子供さんの委託、こういった場合に、その養育に係る費用につきまして、扶養義務者でいらっしゃる保護者の方に一部負担金を負担していただく制度でございます。

不納欠損をしております平成20年度から28年度、各年度ございますが、これは消滅時効が5年でございまして、債務承認、もしくは納付等の最後の債務承認、納付から5年間を経過してしまいますと時効が成立してしまいますので、その時効が成立したものについては、債権が消滅したということで不納欠損をさせていただいております。

平成20年度のこの1件につきましては、もう5年はとうに過ぎているんですけども、これまでの間に、催告ですとか、催促ですとか、そういったところで債務承認をしてもらったり、分納の納付をしていただいたりした期間がございましたので、今回、5年を経過したというところでの不納欠損となっております。

以上でございます。

○山口裕委員長 大体全部でしょうか。

○前川収委員 不用額についてはよく分かり

ました。待ち受け予算的なもので、多めに組まざるを得ないということについては理解ができますので、それは了解をいたしました。

次の繰越しについては、ぜひ考えていただきたいのは、多分去年よりも今年のほうがもっと、いわゆる資材というのが入ってこないし、多分契約時の金額よりもかなり高騰しているんじゃないかなというふうに思っています。

その際、要は契約金額をしっかりと変更すると。契約変更という対応ができるのかどうか、してもらわないとできないとは思いますが、その辺はやっぱり細かく対応していただきたいというふうに思っています。社会全体がそうなっているわけですから、もともと幾らで見積もったやつがもう倍ぐらいになっているとか、そういうことはもう現実に世の中にある話でありますので、契約時の値段にこだわったら誰も受けなくなってしまうという状況になると思いますので、ぜひお願いをしたいと思います。

それから、災害の中で、もう今年度発注されたということでもよく分かりました。不用が大きかったので、何でかなというふうに思っただけです。

それと、不納欠損については、5年間というのは、私は何か請求書を出し続ければずっと継続するやに、これは本当かうそか知らないけれども、我々の民間の企業では、なかなか払ってくれないときには、毎年ちゃんと請求書は出さないよという話を聞いてて、それを出し続けていけば、なかなか欠損処理はしなくていいというお話を聞いていますが、どの分野においても5年間で、その5年間というのは別に請求書を出しても、反応がなければもう5年間なんですかね。そこをもう一回お願いします。

○岩村子ども家庭福祉課長 子ども家庭福祉課でございます。

消滅時効5年間といいますのは、この児童保護費負担金のごとでございますけれども、催促、それから納付書等は送り続けておりますけれども、所在不明等で戻ってきたりということで全く連絡が取れないですとか、やはり一切納付がないですとか、そういった場合には、やはり時効が進行してしまいますので、5年間経過した後は、不納欠損をさせていただくというような手続を取っております。

○前川収委員 ほかの課の、これは児童福祉法に基づくやつなのかなと思いますが、ほかのやつも大体——誰か分かっている人いらっしゃいますか。そこを教えてください、ざくっと。

○原田社会福祉課長 社会福祉課でございます。

社会福祉課関係ですと、この別冊附属資料の33ページになりますが、こちらが同様に、時効につきましては5年間でございます。この5年間の考え方は、先ほどの説明と同じでございます。行方不明になられるとかで、なかなか連絡も取れないというふうな状況になったような際に、そこから5年間、全く支払いが発生しない場合には、もう時効ということに取り扱っております。

以上でございます。

○前川収委員 大丈夫、分かりました。

○山口裕委員長 それでは、ほかにありませんか。

○藤川隆夫委員 21ページの食品衛生指導費の中の不用額に関してなんですけれども、この中に獣医師の修学資金の話が予定より下回ったからという話があります。

もとより、この熊本県における獣医師の方

々の数が足りていないというのは承知しております。そういう中でこの修学資金、貸与条件というのは、恐らく他県と横並びなのかどうなのかなというのがまず1点、ちょっと教えてください、それを。

○椎場健康危機管理課長 獣医師修学資金につきましては、基本的には、まず、国のほうで、農林水産省のほうで、いわゆる補助金を出して制度構築されている部分がございます。こちらのほうは、対象が民間のいわゆる畜産関係、そういったところの人材確保と、あと、いわゆる県の農林水産部関係の人材確保、それと、本県では、公衆衛生部門の確保ということで、本県独自に仕組みを設けております。

基本的な考え方としましては、国の制度に準じた形で対象者をしております。

現在、先ほど申しましたとおり、修学資金の貸与につきましては、見込みをちょっと下回っているというような状況でございます。我々のほうも今、大学等にリクルートに回ったりとかということで、しばらくコロナ関係で、ちょっとなかなか動きがしづらい状況がございましたけれども、今再開を始めまして、特に最近では、オンラインなんかも活用して、大学のほうにリクルートをしたりとかというふうなことで今進めている状況でございます。

○藤川隆夫委員 県に来てもらうために様々な努力をされているというのはよく分かりました。恐らく横並びでやっている部分もあるかと思いますが、やはりこれは恐らく各自治体による引っ張り合いがもう既に起こっていると思います。

そういう中で、やっぱり県独自にそれなりのものを積み上げてやっていかないと、恐らく毎回予算組んでも下回ってしまうということがこれからも起きてくるというふうに思っ

ておりますので、その部分を、この熊本県に来やすいような条件を、逆に言うと、県が独自につくって上乘せるとか、先には、給与の体系まで本来は見直してもらおうと、そういうふうなことをやらない限り、この公務員の獣医師というのはなかなか増えないというふうに思っています。どうしてもしてもらわないと、様々な部分において、やはり県にとってよくないことだというふうに考えておりますので、それも踏まえて、今後予算化していく場合は考えていただければと思います。よろしくお願いいたします。

以上です。

○山口裕委員長 ほかにありませんか。

○岩田智子委員 54ページ、社会福祉施設費で、これもまた女性の一時保護管理運営などの実績額が、ここには下回ったということで不用額も少しありますが、何か実態として、コロナ禍でいろいろDVとかがすごく増えたというようなありますよね。ああ、そうなんだなと思って、たくさんやっぱり用意をされて予算を取っていただいていたのかなと思う反面、県が委託しているのはグリーンコープだけなんですか、ちょっとまずそこを教えてください。一時保護所として委託をされているのはグリーンコープだけなのかどうか、ほかの民間施設なんかはないのか。

○岩村子ども家庭福祉課長 子ども家庭福祉課でございます。

女性の一時保護ということでございます。

DVなどを理由に一時保護が必要な方につきましては、県の一時保護所で保護することが難しい場合は、民間のシェルターさんをお願いすることがございます。

今おっしゃられました施設以外にもされているところがありますので、そちらに委託することはございますが、この場でどちらかと

いうのを申し上げることはできませんので。

以上でございます。

○岩田智子委員 分かりました。

いろんなところにちょっと私も支援をしたりとか、声を聞きに行ったりとかしているんですけども、何かシェルターを準備して、やっぱりそこに人が来ますよね。それに県とかにやっぱり申請、申請というかな、こういうふうにしますというふうな申入れというか、いろいろ書かなきゃいけない書類が物すごく大変だというふうな話も聞いて、本当、自腹でされてたりとか、そういうところもあるや否や、ちょっと聞いたので、もう少しそういう書類関係がスムーズにいくと、こういう不用額とかがなくなって、本当に使えるところに使えるのではないかなというふうに思っていますので、そのところもちょっと見直していただければなと思っています。

それから、もう1ついいですか。

これは大変だと思ったのが、いつも思うんですけども、これも子ども家庭福祉課ですけども、児童養護施設、この別冊の24ページ、負担金の未納ということで、収入未済額の状況が、非協力的な方の数が相当やっぱり多いということで、とても御苦労されているだろうと思います。でも、子供はやっぱりちゃんと保護しなければいけないので、必要な措置だと思うし、この辺のその非協力的な方に、例えばいろんなことをされると書いてありますけれども、何か現実大変だろうなと思っています。

○岩村子ども家庭福祉課長 子ども家庭福祉課でございます。ありがとうございます。

24ページの3の収入未済額の状況のところを書いてございます非協力的1,709というのは、件数でございます、これは全体では4,075件ですが、人数にしますと149名でございます。

その内訳は、申し訳ございません、おっしゃるとおり、件数にしてみますと、そういう件数になっておりますし、非協力的な扶養義務者の方は、冒頭の説明でも申し上げましたように、やはり児童の施設入所ですとか、里親さんへの委託に納得をしておられないという方が、ほとんどが非協力的というところになります。

先生おっしゃるとおり、児童相談所の児童福祉士につきましては、やはり最終的には、家族再統合というのが目的ではございますけれども、なかなかそれが難しいような保護者の方もおられますが、保護者さんには随時面接等をさせていただいて、子供さんのことを一緒に考えていただくような働きかけはさせていただきます。

○岩田智子委員 ありがとうございます。

やっぱり子ども家庭庁もできるということ、子供はやっぱり大事にしなきゃいけないということをまず一番に私たちも考えたいと思う。本当大変なんですけれども、頑張っしてほしいと思います。よろしく願います。

以上です。

○山口裕委員長 ほかにありませんか。

○緒方勇二副委員長 26ページ、27ページのことでお尋ねをいたします。

ここで高齢者施設等のクラスター発生防止対策事業とか、27ページに行きますと、老人福祉施設費で介護基盤の緊急整備事業、簡易陰圧装置・換気扇設備支援事業、この辺の不用額、24億に対しての5億、そして翌年度繰越し、これも半導体とかいろいろそれは理由はあるんでしょうけれども、第7波のオミクロンなんかエアロゾル感染が主流だ、これはもう本当に先読みすれば、この簡易陰圧装置は、もうスタンダードな設備だと思うんですよ。これが間に合わなかったのだろうと

はと思いますが、そういうゆえに、私は、これがスタンダードだと思えますけれども、この不用額が生じた理由、そして、今高齢者施設に面会にも行けないですから、本当にこういう設備がしっかり施されたところが早期に出来上がればいいなあというふうに思っていました。

それから、水害対策の強化事業ありますね。これ、千寿園を、本当に球磨村でありましたけれども、これは、L2の浸水区域からの移転事業のこともあるのかもしれないなと思いつつ説明を聞いておりましたけれども、こういう生じた理由、それから、もうこの陰圧の施設整備が今後は当たり前なんだという時代を迎えたいなと思うんですが、その辺の考え方を教えていただけませんか。

○下村高齢者支援課長 高齢者支援課でございます。

まず、26ページの老人福祉費で不用額が23億生じていますけれども、このうちの一番大きいのは、先ほども説明しましたが、令和2年度に慰労金の支給事業を行ってまして、この部分を、令和2年度に終わっているんですが、その残りを繰り越しています、21億ぐらい。その部分を確定残ということで、20億がこの慰労金の支給分の包括事業の分の不用額という形になります。

次の27ページ、委員の御指摘にありました老人福祉施設整備費の話なんですけれども、不用額としては全体で5億6,000万生じております。そのうちに一番、幾つかありますが、1つは介護基盤の緊急整備費、これで1億3,000万円の不用額を生じていますし、これ自体が、予算が13億取っていますので、そのうちの7億4,000万を支給しまして、1億3,000万が不用、あと、残りの4億5,000万が繰り越しをさせていただいております。これは、市町村を經由して事業をやらさせていただいていますが、この主なものは、グループ

ホームとかその施設整備の形になります。うちで55件が完了して4市町村分の15件を繰り越しているという形が環境整備分です。

今、特に委員お話のありました簡易陰圧装置とか換気設備の部分ですけれども、これは、R3年度においては1億9,500万円の予算を計上してまして、その中で、支出を1億3,500万円分やっていますが、繰り越しがそのうち3,400万で、不用額が2,500万という形になっています。これも10市町村、市町村を經由して各施設に助成しておりますが、42件応募があつてまして、そのうち34件完了しています。繰り越したのが熊本市分の8件と、内訳はそうっております。

今おっしゃったように、特にコロナ禍では、簡易陰圧装置という簡易なものがありますので、そういう設備は重要になってくると思いますので、この補助については引き続き行っていければなと思っております。

○緒方勇二副委員長 これ、浸水想定区域からの移転事業も入っているんですかね。

○下村高齢者支援課長 まず、千寿園の事業につきましては、その27ページの一番下、民生災害復旧費というのがございますが、この事業が対応してまして、これは、今、千寿園が、これは3年度事業ですから、R3の4月から仮設で営業していますけれども、仮設のリース費用が、これは1,200万円余を計上しております。

ここの水害対策というのは、今後水害対策のために、給水設備をちょっと地下にあるのを上に上げたりとか、そういう対策のための費用という形になります。

○緒方勇二副委員長 コロナが猛威を振るい始めた頃、対策の一つとして、この簡易陰圧とか換気設備、こういうことが随分打ち出されて、少し安堵したような思いを、予算の説

明のときにそういう思いいたしました。その中でなかなかこの不用額が出るとか、これがスタンダードだろうと思うんですね、施設整備に当たっては。ですから、今後も引き続き充実を、その点は図られてください。

それから、水害対策は今からの、地下にある分を上を上げたりとかいうことだろうと思いますが、県下に、浸水想定区域内に施設がどれぐらいあって、移転を本当はしなければならぬんじゃないとか、千寿園のときは、エレベーターが設置してなかったからとか、いろいろありましたけれども、そういう調査等がこれに含まれるのかなあと思ったものですから、そのお尋ねでありました。

○山口裕委員長 その辺りは分かりますか。

○下村高齢者支援課長 高齢者支援課です。

調査費を含むというのはちょっとあれですけども、実際にそういうふうエレベーターをつけたりとか、そのときの水害対策のお金について補助できるという形になっていますので。

○緒方勇二副委員長 ぜひ陰圧装置等は、なかなか面会にも行けなくて、最終的にとうとう亡くなられたりして、そういう事例もたくさん聞くようになりましたし、こういう陰圧の圧力差による感染拡大防止で、もう寝たきりの多いところは、もうこれは軒並み振興局からの報告がありますと、もう震撼するわけですけども、これは広がるなど、施設が。特に千寿園なんかプレハブでしたから、あの換気設備は、あくまでプレハブでしたから広がるだろうなどは思いつつも、やはりそういう設備の重要性が増したなというふうに思いますので、その辺を今後は充実を図られるよう要望しておきます。

○山口裕委員長 ほかにありませんか。

○木村子ども未来課長 子ども未来課でございます。

先ほど、私、49ページの民生災害復旧費に係るお尋ねのところで誤りがございましたので、訂正をさせていただきます。

現在、3つの保育園につきまして、既に工事が完了しているというふうに申し上げました。実は、2園につきましては工事が完了し、既に新園舎で保育を提供しておられますが、残る1園につきましては、年内に工事完了の予定でございます。

すみません、間違えましたので訂正させていただきます。よろしくお願いいたします。

○山口裕委員長 ほかにありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○山口裕委員長 なければ、これで健康福祉部の審査を終了いたします。

次回、第3回の委員会は、10月14日金曜日午前10時に開会し、午前に企画振興部の審査を行い、午後から環境生活部の審査を行うこととしておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、これをもちまして本日の委員会を閉会します。

本日は御苦労さまでした。

午後2時54分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

決算特別委員会委員長